

(平成22年10月1日改訂)

この冊子は、以下の内容を記載しております。

- 「総合保険契約申込書(承認請求書)別紙」として、ご契約をお申込みの際の契約申込書(ご契約内容を変更する際には承認請求書)とともに、ご契約に関する「各支払条項の適用条件」、「各特約の付帯・適用条件」、「普通保険約款および特約記載の契約申込書(承認請求書)記載事項」等の内容を記載しております。ご契約のしおり・約款とあわせて契約申込書(承認請求書)の内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「総合保険証券(継続証・承認書)別紙」として、保険証券(ご継続の場合には継続証、ご契約内容を変更した場合には承認書)とともに、ご契約に関する「各支払条項の適用条件」、「各特約の付帯・適用条件」、「普通保険約款および特約記載の保険証券(継続証・承認書)記載事項」等の内容を記載しております。保険証券およびご契約のしおり・約款とともに、大切に保管してください。

【目次】

I. 契約申込書(承認請求書)または保険証券(継続証・承認書)(表紙右上に☆が表示されているもの)をご確認になる場合 → …P.2～P.26

※ 保険期間の初日が平成22年9月30日以前となる補償につきましてもご使用できます。

II. 承認請求書(表紙右上に☆が表示されていないもの)をご確認になる場合 → …P.27～P.44

※ 保険期間の初日が平成22年10月1日以後の補償にご使用できます。

保険期間の初日が平成22年9月30日以前の補償につきましては、保険期間の初日時点の総合保険申込書(承認請求書)別紙をご参照ください。

＜I. 表紙右上に☆が表示されている契約申込書(承認請求書)・保険証券(継続証・承認書)をお持ちのお客様はこちらをご確認ください。＞

(普通保険約款および特約の条文に関する表示について、①、②、③…は項番号を、(1)、(2)、(3)…は号番号を表しています。なお、各補償の条文については保険期間の初日時点の総合保険「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。)

※ 保険期間の初日が平成22年9月30日以前となる補償につきましてもご使用できます。

以下の記載において、契約申込書(承認請求書)および保険証券(継続証・承認書)の「自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)」ページに記載の補償につきましては、平成20年7月1日以後に追加された場合、そのページに記載の各補償の保険期間の初日にかかわらず、「運転者(および運転外リスク)」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「保険期間」の行に記載の保険期間の初日をもって、各補償の保険期間の初日とします。

1. 契約申込書(承認請求書)および保険証券(継続証・承認書)の「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの記載内容について

(1)「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 (「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの記載内容)
建物収容動産補償情報	基本リスク	財物条項第1条④⑤の建物・収容動産損害保険金 「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 ^{*1} について補償の対象となります。
	総合リスク	財物条項第1条⑥～⑨の建物・収容動産損害保険金 ^{*2} 「建物収容動産補償情報」の「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 ^{*1} について補償の対象となります。
	オールリスク	財物条項第1条⑩～⑫の建物・収容動産損害保険金 「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」もしくは金額の記載がある建物または家財について補償の対象となります。
地震補償	地震保険	地震保険普通保険約款の保険金 「地震補償」の「地震保険 保険金額」の行に金額の記載がある建物または家財について補償の対象となります。
借家賠償責任	賠償責任条項第1条⑧に係る保険金	「借家賠償責任」の「保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。

*1 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。

*2 「建物収容動産補償情報」の「総合リスク」の水災の行に「ー」の記載がある建物、家財または設備・什器^{*1}については、財物条項第1条⑨の建物・収容動産損害保険金を除きます。

(2)「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの補償と同時に適用される各費用保険金

契約申込書(承認請求書)および保険証券(継続証・承認書)に記載された内容に応じて、下記の各保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件 (「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの記載内容)
費用条項第4節の残存物取片づけ費用保険金	保険期間の初日が平成16年1月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。
費用条項第5節の失火見舞費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。
費用条項第6節の地震火災費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 地震火災費用」の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。
費用条項第7節の財物臨時費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。 ただし、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」または「費用条項・特約条項」(以下「費用条項・特約条項等」といいます。)に「臨費の対象事故拡大(盗難・水災・建物オールリスク)」と記載がある場合は、「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物についても補償の対象となります。
費用条項第8節の財物修理付帯費用保険金	保険期間の初日が平成16年1月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。
費用条項第9節の水道管凍結修理費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。
費用条項第10節の財物特別費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器 [*] について補償の対象となります。
費用条項第11節の構内構築物修復費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。
費用条項第12節の共用部分修理費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件 (「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの記載内容)
費用条項第13節のドアロック交換費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。
費用条項第14節第1条①の建物臨時賃借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物(「建物収容動産登録情報」の「物件種別・構造級別」の行に「住宅物件」と記載がある建物に限ります。)について補償の対象となります。
費用条項第14節第1条②の家財臨時賃借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に金額の記載がある家財について補償の対象となります。
費用条項第15節の再築時諸費用保険金	保険期間の初日が平成19年9月30日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「再築時諸費用有」と記載がある建物について補償の対象となります。
費用条項第16節の犯罪行為再発防止費用保険金	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物について補償の対象となります。ただし、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「臨費限度額縮小(100万円)建物オールリスクの犯罪防止費用不担保」または「臨費限度額縮小・犯罪防止費用不担保」と記載がある場合は補償の対象外とします。
費用条項第23節の借家修理費用保険金	「借家賠償責任」の「保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第24節の来訪者傷害見舞費用保険金	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に金額の記載がある家財について補償の対象となります。
費用条項第28節の建物・収容動産損害時諸費用保険金	保険期間の初日が平成16年2月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器*、あるいは「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」もしくは金額の記載がある建物または家財について補償の対象となります。
費用条項第29節のエコ対策費用保険金	保険期間の初日が平成16年2月1日以後平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行、または「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物(「建物収容動産登録情報」の「建物構造」の行に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限ります。)について補償の対象となります。

* 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。

(3)「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
保険金の新価払特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に「新価」と記載がある建物、家財または設備・什器*に付帯されます。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に「新価」と記載がある建物または家財に付帯されます。
風災等の保険金支払に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 風・ひょう・雪災等」の行に「○」の記載がある建物、家財または設備・什器*に付帯されます。
水災の保険金支払に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「総合リスク 水災」の行に「○(実損)」または「○(縮小)」の記載がある建物、家財または設備・什器*に付帯されます。
地震危険等上乗せ担保特約	「地震補償」の「地震上乗せ補償(最大)」の行に金額の記載がある建物または家財に付帯されます。
移転家財の自動補償特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に金額の記載がある家財に付帯されます。 保険期間の初日が平成16年2月1日以後平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に金額の記載がある家財に付帯されます。
類焼損害担保特約 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保特約)	「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「類焼損害担保(保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保)」と記載がある、補償の対象となる建物または家財に付帯されます。
住まいの選べるアシスト特約 (正式名称:火災・盗難時再発防止費用補償特約)	「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「火災盗難時選べるアシスト特約(住まいの選べるアシスト)」と記載がある場合に付帯されます。
全損時の保険金支払いに関する特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、平成23年1月1日以降、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行、または「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物(「建物収容動産登録情報」の「建物構造」の行に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限ります。)に付帯されます。
全損時の保険金支払いに関する特約(財物保険金額用)	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、平成23年1月1日以降、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク」もしくは「総合リスク」の各項目の行、または「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物(「建物収容動産登録情報」の「建物構造」の行に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限ります。)に付帯されます。
代位求償権不行使条項	賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物の補償に付帯されます。
明記物件条項(貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い)	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に金額の記載がある家財に付帯されます。 保険期間の初日が平成15年8月1日以後平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に金額の記載がある家財に付帯されます。
高機能住宅割引に関する特約条項	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「高機能住宅割引(オール電化)」または「高機能住宅割引(コンロ)」と記載がある建物に付帯されます。
保険契約の継続および保険料の払込方法等に関する特約(総合保険付帯地震保険用)	「地震補償」の「地震保険 保険金額」の行に金額の記載がある建物または家財に付帯されます。

* 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。

2. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの記載内容について
 (1) 「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 （「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの記載内容）
車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）	火災・衝突等リスク	財物条項第1条③のその他車両保険金 「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク」の行に「○」の記載がある自動車について補償の対象となります。
	風水災リスク	財物条項第1条②(1)の事故に係る保管車両保険金 「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「風水災リスク」の行に「○」の記載がある自動車について補償の対象となります。
	盗難リスク	財物条項第1条②(2)の事故に係る保管車両保険金 「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「盗難リスク」の行に「○」の記載がある自動車について補償の対象となります。
車両損害使用リスク	財物条項第1条①の運転車両保険金 「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「車両損害使用リスク」の「運転車両保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。	
自動車賠償責任	自動車賠償責任 対人賠償	賠償責任条項第1条③に係る保険金 「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。
		賠償責任条項第1条⑤に係る保険金 「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。
	自動車賠償責任 対物賠償	賠償責任条項第1条④に係る保険金 「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。
		賠償責任条項第1条⑥に係る保険金 「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。

(2) 「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの補償と同時に適用される各費用保険金

契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）に記載された内容に応じて、下記の各保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件 （「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの記載内容）
財物条項第1条④の積載動産損害保険金	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「積載動産」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第1節のレンタカー費用保険金	保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合、「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」または「車両損害使用リスク」の「事故・故障時レンタカー費用」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。 保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合、「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「レンタカー」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第2節の遠隔地事故諸費用保険金	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「遠隔地」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第3節の自動車事故時キャンセル費用保険金	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「キャンセル」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条①の運転自動車対人臨時費用保険金	「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条②の運転外自動車対人臨時費用保険金（保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合）	「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条②の運転外自動車対物臨時費用保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）	「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条③の運転外自動車対人臨時費用保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）	「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条④の運転外自動車対物臨時費用保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）	「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行に「○」の記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第27節第1条①の運転車両全損時諸費用保険金、同②の保管車両全損時諸費用保険金、同③のその他車両全損時諸費用保険金	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」、「地震・噴火等リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「全損時諸費用」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第27節第1条④の運転車両修理時諸費用保険金、同⑤の保管車両修理時諸費用保険金、同⑥のその他車両修理時諸費用保険金	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」、「地震・噴火等リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「修理時諸費用」と記載がある場合に補償の対象となります。

(3)「自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
運転車両保険金額に関する特約	「車両損害使用リスク」の「運転車両保険金額」の行に金額の記載がある運転者に適用されます。
車対車「運転車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)	「車両損害使用リスク」の「免責金額1-2回目以降」の行の一行下に「(車対車特約付帯)」と記載がある運転者に適用されます。
地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「地震・噴火等リスク」の行に「○」の記載がある自動車に付帯されます。
運転車両損害の免責金額に関する特約	「車両損害使用リスク」の「免責金額1-2回目以降」の行に記載がある金額の下に「(免ゼロ特約付帯)」と記載がある運転者に適用されます。
対物超過修理費用補償特約	「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物超過」の行に「○」の記載がある場合に付帯されます。
無免許運転者に関する「賠償損害」等補償特約	「運転者(および運転外リスク)」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の初日が平成16年10月1日以後の場合に付帯されます。
搭乗者傷害特約	「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 死亡・後遺障害(定額)」の行に金額の記載がある場合に付帯されます。
搭乗者傷害の傷害保険金(一時金払)倍額払特約	「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 一時金払(定額)」の行に20万円と記載がある場合に付帯されます。
人身傷害補償特約	「自動車傷害」の「自動車人身傷害(実損)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に付帯されます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	「自動車傷害」の「費用条項・特約条項」に「人身傷害に関する交通事故危険」と記載がある場合に付帯されます。
自損事故傷害特約	「自動車賠償責任」の「自損事故傷害」の行に金額の記載がある場合に付帯されます。
無保険車事故傷害特約	「自動車賠償責任」の「無保険車傷害」の行に金額の記載がある場合に付帯されます。
入院時選べるアシスト特約 (正式名称:人身傷害諸費用補償特約)	「自動車傷害」の「費用条項・特約条項」に「人身傷害諸費用(入院時選べるアシスト)」と記載がある場合に付帯されます。
盗難に関する代車等費用補償特約	保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合、「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「盗難リスク」の行に「○」の記載がある自動車に付帯されます。
法律相談費用補償特約	「運転者(および運転外リスク)」の「運転外リスク」と記載がある列において「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の初日が平成17年8月1日以後の場合、または「弁護士費用等補償特約」が付帯されている場合に付帯されます。
弁護士費用等補償特約	「自動車賠償責任」の「弁護士費用(自動車)」の行に「○」の記載がある場合に付帯されます。 ただし、普通保険約款第5章費用条項第20節被害事故費用条項が適用されており、かつ、その保険期間の初日が平成17年8月1日以後の場合は、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載があるときに付帯され、普通保険約款第5章費用条項第20節被害事故費用条項の規定により保険金が支払われないときにこの特約の規定が適用されます。
事故・故障時選べる特約 (正式名称:事故・故障時諸費用補償特約)	「自動車賠償責任」の「事故・故障時選べる特約(選べるロードアシスト)」の行に「○」の記載がある場合に付帯されます。
入替自動車の自動補償特約	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク」の行に「○」の記載がある自動車に付帯されます。
被保険自動車の入替条件に関する特約	保険期間の初日が平成15年8月1日以後の場合、「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク」の行に「○」の記載がある自動車に付帯されます。
記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約	「運転者(および運転外リスク)」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の初日が平成15年8月1日以後の場合に付帯されます。 その保険期間の初日が平成15年7月31日以前の場合、本特約ではなく、家族内運転免許取得者の「賠償損害」等自動補償特約が適用されます。
記名運転者の範囲に関する特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「運転者(および運転外リスク)」に個人名で記載された方に適用されます。
所有自動車の通知に関する特約	「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に付帯されます。
許諾運転者の業務従事中不担保特約	保険期間の初日が平成17年8月1日以後の場合、「運転者(および運転外リスク)」に「所有自動車の許諾運転者」と記載がある場合に付帯されます。 保険期間の初日が平成17年7月31日以前の場合、本特約ではなく、許諾運転者の年齢条件等に関する特約が適用されます。
許諾運転者の業務従事中担保特約	「運転者(および運転外リスク)」に「所有自動車の許諾運転者」と記載がある場合で、かつ、その下に「業務中担保」と記載があるときに付帯されます。
許諾運転者に関する「別居の未婚の子」他車運転危険補償特約	保険期間の初日が平成15年8月1日以後の場合、「運転者(および運転外リスク)」に「所有自動車の許諾運転者」と記載がある場合で、「車両損害使用リスク」の「運転車両保険金額」の行に金額の記載があるとき、または「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」、「自動車賠償責任 対物賠償」もしくは「自損事故傷害」の行に金額または「無制限」の文字の記載があるときに付帯されます。
記名運転者の追加に関する特約	「運転者(および運転外リスク)」に記載がある記名運転者が、保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子である場合に付帯されます。
ファミリーバイク特約 (原付・自損事故傷害あり)	「自動車賠償責任」の「ファミリーバイク」に「○(自損事故傷害付)」と記載がある場合に付帯されます。
ファミリーバイク特約 (原付・人身傷害あり)	「自動車賠償責任」の「ファミリーバイク」に「○(人身傷害付)」と記載がある場合に付帯されます。

3. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の「その他の賠償・携行品・費用」ページの記載内容について

(1) 「その他の賠償・携行品・費用」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 （「その他の賠償・携行品・費用」ページの記載内容）	
生活賠償責任	日常賠償責任	賠償責任条項第1条①に係る保険金（生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯されない場合）	「生活賠償責任」の「日常賠償責任 保険金額(免責金額)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。
	受託賠償責任	賠償責任条項第1条⑦に係る保険金	「生活賠償責任」の「受託賠償責任 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	個人賠償責任	賠償責任条項第1条①に係る保険金（生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯される場合）	「生活賠償責任」の「個人賠償責任 保険金額(免責金額)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。
携行品損害	携行品損害(家族)	財物条項第1条⑩の携行品損害保険金（携行品の範囲限定に関する特約が付帯されない場合）	「携行品損害」の「携行品損害(家族) 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	携行品損害(個人)	財物条項第1条⑩の携行品損害保険金（携行品の範囲限定に関する特約が付帯される場合）	「携行品損害」の「携行品損害(個人) 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
費用等	被害事故費用	費用条項第20節の弁護士費用保険金および法律相談費用保険金	「費用等」の「被害事故費用 弁護士費用・法律相談費用」の行（保険期間の初日が平成17年7月31日以前の場合、「費用等」の「被害事故費用 弁護士費用/法律相談費用」の行）に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	救済者費用	費用条項第18節の救済者費用保険金	「費用等」の「救済者費用 保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	キャンセル費用	費用条項第19節のキャンセル費用保険金	「費用等」の「キャンセル費用 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	ホールインワン費用	費用条項第17節のホールインワン・アルバトロス費用保険金	「費用等」の「ホールインワン費用 保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。
	ストーカー対策費用	費用条項第21節のストーカー対策費用保険金	「費用等」の「ストーカー対策費用 保険金額」の行に金額の記載がある場合に補償の対象となります。

(2) 「その他の賠償・携行品・費用」ページの補償と同時に適用される各費用保険金

契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）に記載された内容に応じて、下記の各保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件 （「その他の賠償・携行品・費用」ページの記載内容）
費用条項第14節第1条②の家財臨時賃借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「携行品損害」の「携行品損害(家族) 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある携行品について補償の対象となります。
費用条項第25節の生活賠償臨時費用保険金	保険期間の初日が平成19年9月30日以前の場合、「生活賠償責任」の「日常賠償責任 保険金額(免責金額)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に補償の対象となります。

(3) 「その他の賠償・携行品・費用」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
保険金の新価払特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「携行品損害」の「携行品損害(家族) 保険金額(免責金額)」の行に「新価」と記載がある携行品について付帯されます。
携行品の範囲限定に関する特約	「携行品損害」の「携行品損害(個人) 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある場合に付帯されます。
生活賠償責任の範囲限定に関する特約	「生活賠償責任」の「個人賠償責任 保険金額(免責金額)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある場合に付帯されます。
示談交渉不行使特約	「保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約」の適用がある場合のみ、同時に適用されます。

4. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の「おケガの補償（傷害定額・人身傷害）」ページの記載内容について

(1) 「おケガの補償（傷害定額・人身傷害）」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 （「おケガの補償（傷害定額・人身傷害）」ページの記載内容）	
傷害定額	傷害死亡・後遺障害（定額）	傷害条項第5条の傷害死亡保険金および同第6条の傷害後遺障害保険金	「傷害定額」の「傷害死亡・後遺障害（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	傷害入院日額・手術（定額）	傷害条項第7条の傷害入院保険金および同第8条の傷害手術保険金	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	傷害入院初期（定額）	傷害条項第10条の傷害入院初期保険金	「傷害定額」の「傷害入院初期（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	傷害通院日額（定額）	傷害条項第14条の傷害通院保険金	「傷害定額」の「傷害通院日額（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	特定傷害診断（定額）	傷害条項第9条の特定傷害診断保険金	「傷害定額」の「特定傷害診断（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
傷害部位症状別／一時金払または傷害部位症状別（定額）	傷害条項第15条の傷害一時金払保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、傷害部位・症状別保険金）	「傷害定額」の「傷害部位症状別／一時金払」または「傷害部位症状別（定額）」の行に「○」の記載がある被保険者について補償の対象となります。	
人身傷害	傷害条項第20条の人身傷害保険金	「人身傷害」の「保険金額(実損)」の行に金額または「無制限」の文字の記載がある被保険者について補償の対象となります。	

(2)「おケガの補償（傷害定額・人身傷害）」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
就業中のみの危険担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「就業中のみの危険担保」と記載がある被保険者に適用されます。
就業中の危険不担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「就業中の危険不担保」と記載がある被保険者に適用されます。
傷害補償の範囲の限定に関する特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「傷害補償の範囲限定」と記載がある被保険者に適用されます。
学校管理下中不担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「学校管理下中不担保」と記載がある被保険者に適用されます。
天災危険担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「天災危険担保」と記載がある被保険者に適用されます。
特定感染症危険担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「特定感染症危険担保（葬祭費用有）」もしくは「特定感染症危険担保（葬祭費用無）」と記載がある被保険者に適用されます。
第三者加害行為倍額支払特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「第三者加害行為倍額支払」と記載がある被保険者に適用されます。
顔面傷害による倍額支払特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「顔面傷害による倍額支払」と記載がある被保険者に適用されます。
交通事故傷害危険のみ担保特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「交通事故傷害危険のみ担保」と記載がある被保険者に適用されます。
自動車傷害調整特約（搭乗者傷害特約用）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「自動車傷害調整（搭乗者傷害用）」と記載がある被保険者に適用されます。
自動車傷害調整特約（人身傷害補償特約用）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「自動車傷害調整（人身傷害用）」と記載がある被保険者に適用されます。
保険料払込免除特約	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「保険料払込免除」と記載がある被保険者に適用されます。

5. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の「ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）」ページの記載内容について

(1)「ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 （「ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）」ページの記載内容）	
疾病定額	疾病入院日額・手術（定額）	疾病条項第5条の疾病入院保険金および同第6条の疾病手術保険金	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	疾病入院初期（定額）	疾病条項第8条の疾病入院初期保険金	「疾病定額」の「疾病入院初期（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	疾病通院日額（定額）	疾病条項第12条の疾病通院保険金	「疾病定額」の「疾病通院日額（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
疾病定額	特定疾病診断（定額）	疾病条項第7条の特定疾病診断保険金	「疾病定額」の「特定疾病診断（定額）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
人身疾病	疾病条項第17条の人身疾病保険金	「人身疾病」の「保険金額（実損）」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。	

(2)「ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
特別条件付保険特約	「疾病定額」の「費用条項・特約条項」または「人身疾病」の「費用条項・特約条項」に「特定疾病・部位不担保」と記載がある被保険者に適用されます。
保険料払込免除特約	「疾病定額」の「費用条項・特約条項」または「人身疾病」の「費用条項・特約条項」に「保険料払込免除」と記載がある被保険者に適用されます。
成人病入院特約	「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に金額および「（成人病入院）」と記載がある被保険者に適用されます。
女性医療特約	「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に金額および「（女性医療）」と記載がある被保険者に適用されます。
がん特約	「疾病定額」の「がん入院日額・手術（定額）」、「がん通院日額（定額）」、「がん診断（定額）」または「がん重度一時金（定額）」のいずれかの行に金額の記載がある被保険者に適用されます。
指定代理請求の範囲に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、がん特約、成人病入院特約、女性医療特約が適用される被保険者に適用されます。

6. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の「介護補償・所得補償」ページの記載内容について

(1)「介護補償・所得補償」ページの記載項目と普通保険約款との対応およびその適用条件は下表のとおりです。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 （「介護補償・所得補償」ページの記載内容）	
介護補償	傷害介護日額	傷害条項第16条の傷害介護保険金	「介護補償」の「傷害介護日額」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	傷害介護一時金	傷害条項第17条の傷害介護一時保険金	「介護補償」の「傷害介護一時金」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	疾病介護日額	疾病条項第13条の疾病介護保険金	「介護補償」の「疾病介護日額」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	疾病介護一時金	疾病条項第14条の疾病介護一時保険金	「介護補償」の「疾病介護一時金」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。

記載項目	普通保険約款との対応	適用条件 (「介護補償・所得補償」ページの記載内容)
所得補償	傷害所得補償日額 傷害条項第18条の傷害所得補償保険金	「所得補償」の「傷害所得補償日額」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。
	疾病所得補償日額 疾病条項第15条の疾病所得補償保険金	「所得補償」の「疾病所得補償日額」の行に金額の記載がある被保険者について補償の対象となります。

(2) 「介護補償・所得補償」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
天災危険担保特約	「所得補償」の「費用条項・特約条項」に「天災危険担保」と記載がある被保険者に適用されます。
特別条件付保険特約	「所得補償」の「費用条項・特約条項」に「特定疾病・部位不担保」と記載がある被保険者に適用されます。
機能障害のみ担保特約	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「機能障害のみ担保」と記載がある被保険者に適用されます。
重度機能障害のみ担保特約	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「重度機能障害のみ担保」と記載がある被保険者に適用されます。
認知症のみ担保特約	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「認知症のみ担保」と記載がある被保険者に適用されます。
所得補償保険金の入院のみ担保特約	「所得補償」の「費用条項・特約条項」に「所得補償保険金の入院のみ担保」と記載がある被保険者に適用されます。

7. 「その他情報」ページに関する特約の付帯・適用条件

特約名称	付帯・適用条件
先物契約条項	先物契約をする場合に適用されます。
中途取得自動車の自動補償特約	「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。
家族内運転免許取得者の自動補償特約	保険期間の初日が平成15年7月31日以前の場合、「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。
保険金の支払に関する特約	「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。
告知義務違反による解除の期間に関する特約	すべての契約に付帯されます。
始期前発病不担保の期間に関する特約条項	保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合、すべての契約に付帯されます。
積立型基本特約(精算型)	すべての契約に付帯されます。
積立型基本特約(定期型)	「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。
積立型基本特約の自動継続に関する特約	すべての契約に付帯されます。
重複危険免責特約	「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。重複保険契約と保険の目的を同一とする建物・収容動産損害の補償が適用対象となります。
2次免責金額特約	「特約情報・告知内容」に記載がある場合に付帯されます。
保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約	すべての契約に付帯されます。

8. 普通保険約款および特約記載の保険証券記載事項について、契約申込書(承認請求書)および保険証券(継続証・承認書)上表記されていない事項や読み替えが必要な事項は、下記のとおりとなります。

(1) 普通保険約款の保険証券記載事項補足説明

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第1章 財物条項			
第1条② 第7条①(2)	被保険自動車	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「対象」と記載がある自動車とします。
第1条⑧⑫ 第5条②(5) 第7条①(3) ⑥⑦	建物	建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に金額の記載がある「建物」、または「支払限度額」の行に金額の記載がある「家財」もしくは「設備・什器*」を収容する「建物」とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に金額の記載がある「建物」、または「評価額」の行に金額の記載がある「家財」もしくは「設備・什器*」を収容する「建物」とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第1条⑬(2)	建物	—	保険期間の初日が平成16年2月1日以後の場合、財物条項第2条①(4)の被保険者が居住の用に供する建物とします。 保険期間の初日が平成16年1月31日以前の場合、「普通保険約款記載部分」は「第1条⑬(2)、第7条①(4)」となり、「その他の賠償・携行品・費用」ページの「携行品損害」の「携行品損害(家族)」に記載がある住所を所在地とする建物(住所の記載が無いときは、携行品被保険者の居住する建物)とします。
第1条⑭	車両損害	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「積載動産」と記載がある補償の車両損害とします。
第1条⑯	損害	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた損害とします。
第2条①(3)	建物・収容動産被保険者	建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)	補償の対象となる建物、家財および設備・什器*の所有者として「建物収容動産登録情報」の「所有者」の行に記載された方とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第2条①(4)	携行品被保険者	表紙 その他の賠償・携行品・費用	保険契約者として。 ただし、携行品の範囲限定に関する特約が付帯されている場合は、「携行品損害」の「携行品損害(個人) 保険金額(免責金額)」の行に金額の記載がある方とします。
第2条②	記名運転者	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「運転者(および運転外リスク)」に個人名で記載された方のうち、「車両損害使用リスク」の「運転車両 保険金額」の行に金額の記載がある方とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第2条③ 第7条①(1)	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」または「車両補償対象外」と記載がある自動車 ②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。
第3条(2) 第15条③(保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、第16条①)	協定車両保険金額(協定保険額)	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「協定保険額」の行に記載がある金額とします。
第3条(4)イ.	協定新価保険額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「自動車登録情報」の「評価額」の行に「新価」として記載された金額とします。 (保険期間の初日が平成15年8月1日以後の場合、この行に「新価」として記載された金額がある自動車に限り、財物条項第3条(4)イ. が適用され、それ以外の自動車には財物条項第3条(4)ロ. が適用されます。ただし、保険期間の初日が平成15年7月31日以前の場合、「普通保険約款記載部分」は「第3条(4)」となり、財物条項第3条(4)が適用されます。)
第7条④ 第11条⑤	明記して保険の目的に含めるもの	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	①「建物収容動産補償情報」で「明記物件」の列において「家財の明記物件の補償あり」と記載がある場合は「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に「家財」として記載されたものとします。 ②「建物収容動産補償情報」で「明記物件」の列において「設備・什器の明記物件の補償あり」と記載がある場合は「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に「設備・什器」として記載されたものとします。 ③「建物収容動産補償情報」で「明記物件」の列において「家財、設備・什器の明記物件の補償あり」と記載がある場合は「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に「家財」または「設備・什器」として記載されたものとします。
第7条④ 第13条②	明記して保険の目的に含めるもの	その他の賠償・携行品・費用	保険期間の初日が平成16年2月1日以後で「携行品損害」の「携行品損害(家族 明記物件有無)」の行に「有」と記載がある場合は、「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に記載があるもののうち、財物条項第2条①(4)の被保険者が居住の用に供する建物に収容される家財とします。 保険期間の初日が平成16年1月31日以前で「携行品損害」の「携行品損害(家族 明記物件有無)」の行に「有」と記載がある場合は、「建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)」ページの「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に記載があるもののうち、「携行品損害」の「携行品損害(家族)」に記載がある住所を所在地とする建物（住所の記載が無いときは、携行品被保険者の居住する建物）に収容される家財とします。
第8条①(1)	運転車両保険金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害使用リスク」の「運転車両保険金額」の行に記載がある金額とします。
第8条①(2) (3)	免責金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合、「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「免責金額1-2回目以降」の行に記載がある金額とします。 保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合、「車両損害使用リスク」の「免責金額1-2回目以降」の行に記載がある金額とします。
第9条①(3) (4)	免責金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「免責金額1-2回目以降」の行に記載がある金額とします。
第9条⑥	保管車両保険金支払割合	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「風水災リスク」の行または「盗難リスク」の行の括弧内に記載がある支払割合とします。
第10条①(2) (3)	免責金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「免責金額1-2回目以降」の行に記載がある金額とします。
第11条③④	免責金額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「免責金額」の行に記載がある金額とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行の括弧内に記載がある金額とします。
第11条③	建物・収容動産支払限度額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	保険の目的である建物、家財および設備・什器*ごとに、本条項第1条④～⑨の建物・収容動産支払限度額については、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に記載がある金額とし、本条項第1条⑩および⑪の建物・収容動産支払限度額については、「支払限度額」の行の「建物」の列に記載がある金額または「オールリスク 破損・汚損等」の行の「家財」の列に記載がある金額とします。 *設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第11条④	収容動産支払限度額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行の「家財」の列に記載がある金額とします。
第13条⑤	免責金額	その他の賠償・携行品・費用	「携行品損害」の「携行品損害(家族 保険金額(免責金額))」または「携行品損害(個人 保険金額(免責金額))」の行の括弧内に記載がある金額とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第13条⑤	携行品支払限度額	その他の賠償・携行品・費用	「携行品損害」の「携行品損害（家族 保険金額（免責金額）」または「携行品損害（個人 保険金額（免責金額）」の行に保険金額として記載された金額とします。
第14条①	積載動産保険金額	—	30万円とします。
第14条①	免責金額	—	0円とします。
第2章 賠償責任条項			
第1条①(1)	生活賠償被保険者	表紙 その他の賠償・携行品・費用	生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯されていない場合は、保険契約者とします。 生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯されている場合は、「生活賠償責任 保険金額（免責金額）」の行に保険金額として金額または「無制限」の文字が記載された方とします。
第1条①(1)	建物	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「建物所在地」の行に記載がある住所を所在地とする建物とします。ただし、住所の記載が無い場合は、生活賠償被保険者の居住する建物とします。
第1条⑦(1)	受託賠償被保険者	表紙	保険契約者とします。
第1条⑦(1)	建物	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「建物所在地」の行に記載がある住所を所在地とする建物とします。ただし、住所の記載が無い場合は、受託賠償被保険者の居住する建物とします。
第1条⑧	被保険者住所	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「借家賠償責任」の「保険金額」の行に金額の記載がある建物について「建物収容動産登録情報」の「所在地」に記載がある住所とします。
第1条⑨	賠償責任	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた賠償責任とします。
第2条(5)	記名運転者	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち「自動車賠償責任 対人賠償」または「自動車賠償責任 対物賠償」の行に金額または「無制限」の文字が記載された方とします。
第2条(8)	借家賠償被保険者	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「借家賠償責任」の「被保険者」の行に記載された方とします。
第3条(2)(4)	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」と記載がある自動車 ②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。
第7条①(1)	生活賠償免責金額	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「日常賠償責任 保険金額（免責金額）」または「個人賠償責任 保険金額（免責金額）」の行の括弧内に記載がある金額とします。
第7条①(1)	生活賠償保険金額	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「日常賠償責任 保険金額（免責金額）」または「個人賠償責任 保険金額（免責金額）」の行に保険金額として記載された金額（「無制限」と記載がある場合は無制限）とします。
第7条②(1)	運転自動車対人保険金額 運転外自動車対人保険金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人賠償」の行に記載がある金額（「無制限」と記載がある場合は無制限）とします。
第7条②(2)	運転自動車対物保険金額 運転外自動車対物保険金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行に記載がある金額（「無制限」と記載がある場合は無制限）とします。
第7条②(2)	運転自動車対物免責金額 運転外自動車対物免責金額	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物賠償」の行の一行下に記載がある金額とします。
第7条③(1)	受託賠償免責金額	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「受託賠償責任 保険金額（免責金額）」の行の括弧内に記載がある金額とします。
第7条③(1)	受託賠償保険金額	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「受託賠償責任 保険金額（免責金額）」の行に保険金額として記載された金額とします。
第7条④(1)	借家賠償免責金額	—	0円とします。
第7条④(1)	借家賠償保険金額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「借家賠償責任」の「保険金額」の行に記載がある金額とします。
第13条	保険金額	—	生活賠償保険金額、運転自動車対人保険金額、運転外自動車対人保険金額、運転自動車対物保険金額、運転外自動車対物保険金額、受託賠償保険金額および借家賠償保険金額とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第3章 傷害条項			
第1条⑤	保険金	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた保険金とします。
第2条(9)	業務	—	被保険者のご職業にかかわる業務とします。
第2条(9) 第18条⑧	傷害所得補償てん補日数	介護補償・所得補償	「所得補償」の「傷害所得補償日額 支払限度」の行に記載がある日数とします。
第3条③ (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	傷害要介護状態日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第5条②	傷害死亡・後遺障害保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害死亡・後遺障害(定額)」の行に記載がある金額とします。
第7条①	傷害入院免責日数、適用方法	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額) 免責日数」の行に記載がある日数とします。 なお適用方法は、数字の前に“F”(例:F2日)と記載がある場合は、フランチャイズ型とします。
第7条②	傷害入院保険金日額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第7条	傷害入院支払限度日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第7条	傷害入院保険金通算限度日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、右側に記載がある日数とします。
第7条	疾病入院保険金日額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第8条②	傷害手術保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第9条①	特定傷害診断保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「特定傷害診断(定額)」の行に記載がある金額とします。
第10条①(4)	傷害入院初期保険金日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院初期(定額) 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第10条②	傷害入院初期保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院初期(定額)」の行に記載がある金額とします。
第10条	疾病入院初期保険金額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院初期(定額)」の行に記載がある金額とします。
第14条①(4)	傷害通院対象日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害通院日額(定額) 対象日数」の行に記載がある日数とします。
第14条①(5)	傷害通院免責日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害通院日額(定額) 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第14条②	傷害通院保険金日額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害通院日額(定額)」の行に記載がある金額とします。
第14条	傷害通院支払限度日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害通院日額(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第14条	傷害通院保険金通算限度日数	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害通院日額(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、右側に記載がある日数とします。
第16条①	傷害要介護状態日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第16条②	傷害介護保険金日額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護日額」の行に記載がある金額とします。
第16条⑤	傷害介護てん補日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護日額 支払限度」の行に記載がある日数とします。
第16条⑦(1)	疾病介護保険金日額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額」の行に記載がある金額とします。
第17条①	傷害介護一時保険金額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護一時金」の行に記載がある金額とします。
第17条④	疾病介護一時保険金額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護一時金」の行に記載がある金額とします。
第18条①	傷害所得補償免責日数	介護補償・所得補償	「所得補償」の「傷害所得補償日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第18条②	傷害所得補償保険金日額	介護補償・所得補償	「所得補償」の「傷害所得補償日額」の行に記載がある金額とします。
第18条⑨(1)	疾病所得補償保険金日額	介護補償・所得補償	「所得補償」の「疾病所得補償日額」の行に記載がある金額とします。
第20条①	人身傷害保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「人身傷害」の「保険金額(実損)」の行に記載がある金額(「無制限」と記載がある場合は無制限)とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第4章 疾病条項			
第1条④	保険金	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた保険金とします。
第2条(10)	業務	—	被保険者のご職業にかかわる業務とします。
第2条(10) 第15条⑧	疾病所得補償てん補日数	介護補償・所得補償	「所得補償」の「疾病所得補償日額 支払限度」の行に記載がある日数とします。
第3条④ (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	疾病要介護状態日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第5条①	疾病入院免責日数、適用方法	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額) 免責日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。 なお適用方法は、数字の前に“F”(例:F2日)と記載がある場合は、フランチャイズ型とします。
第5条②	疾病入院保険金日額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第5条⑨(1)	疾病入院支払限度日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第5条⑨(2)	疾病入院保険金通算限度日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、右側に記載がある日数とします。
第5条⑩(1)	傷害入院保険金日額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第6条②	疾病手術保険金額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院日額・手術(定額)」の行に記載がある金額とします。
第7条①	特定疾病	—	急性心筋梗塞、脳卒中または悪性新生物とします。
第7条①	特定疾病診断保険金額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「特定疾病診断(定額)」の行に記載がある金額とします。
第8条①(3)	疾病入院初期保険金日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院初期(定額) 免責日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第8条②	疾病入院初期保険金額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病入院初期(定額)」の行に記載がある金額とします。
第8条⑨(1)	傷害入院初期保険金額	おケガの補償(傷害定額・人身傷害)	「傷害定額」の「傷害入院初期(定額)」の行に記載がある金額とします。
第12条①(3)	疾病通院免責日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病通院日額(定額) 免責日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第12条①(4)	入院前疾病通院対象日数	—	60日とします。
	退院後疾病通院対象日数	—	120日とします。
第12条②	疾病通院保険金日額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病通院日額(定額)」の行に記載がある金額とします。
第12条④(1)	疾病通院支払限度日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病通院日額(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第12条④(2)	疾病通院保険金通算限度日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」の「疾病通院日額(定額) 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、右側に記載がある日数とします。
第13条①	疾病要介護状態日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第13条②	疾病介護保険金日額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額」の行に記載がある金額とします。
第13条⑤	疾病介護てん補日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額 支払限度」の行に記載がある日数とします。
第13条⑦(1)	傷害介護保険金日額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護日額」の行に記載がある金額とします。
第13条⑨ 第14条④	疾病要介護状態日数	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第14条①	疾病介護一時保険金額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「疾病介護一時金」の行に記載がある金額とします。
第14条⑤	傷害介護一時保険金額	介護補償・所得補償	「介護補償」の「傷害介護一時金」の行に記載がある金額とします。
第15条①	疾病所得補償免責日数	介護補償・所得補償	「所得補償」の「疾病所得補償日額 免責日数」の行に記載がある日数とします。
第15条②	疾病所得補償保険金日額	介護補償・所得補償	「所得補償」の「疾病所得補償日額」の行に記載がある金額とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第15条①(1)	傷害所得補償保険金日額	介護補償・所得補償	「所得補償」の「傷害所得補償日額」の行に記載がある金額とします。
第17条① 第19条(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)	人身疾病基準日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「人身疾病」の「保険金額(実損) 基準日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
第17条②	人身疾病保険金額	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「人身疾病」の「保険金額(実損)」の行に記載がある金額とします。
第18条①	人身疾病保険金支払費目限度額(積極損害)、(休業損害)	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「人身疾病」の「保険金額(実損) 積極損害・休業損害」の行に記載がある金額のうち、左側に記載がある金額を人身疾病保険金支払費目限度額(積極損害)とし、右側に記載がある金額を人身疾病保険金支払費目限度額(休業損害)とします。
第22条① (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、第23条①)	待機期間日数	ご病気の補償(疾病定額・人身疾病)	「疾病定額」については次の日数とします。 ①「疾病入院日額・手術(定額) 免責日数・待機期間」の行の右側に記載がある日数 ②「疾病入院初期(定額) 免責日数・待機期間」の行の右側に記載がある日数 ③「疾病通院日額(定額) 免責日数・待機期間」の行の右側に記載がある日数 ④「特定疾病診断(定額) 待機期間」の行に記載がある日数 「人身疾病」については「保険金額(実損) 基準日数・待機期間」の行の右側に記載がある日数とします。
第5章 費用条項			
冒頭	支払責任の範囲	—	各費用条項の適用条件につきましては、前記1.(2)、2.(2)、3.(1)(2)の各対応表をご参照ください。
<第1節：自動車事故・故障時レンタカー費用条項>(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)			
第1条①	タイプ	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」または「車両損害使用リスク」の「事故・故障時レンタカー費用」の行の括弧内に記載がある排気量に相当するタイプとします。
第2条⑦	保険期間	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」または「車両損害使用リスク」の「保険期間」の行に記載がある期間とします。
第3条①②	保険金日額	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」または「車両損害使用リスク」の「事故・故障時レンタカー費用」の行の「○」の右に記載がある金額とします。
<第1節：自動車事故時レンタカー費用条項>(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)			
第1条④	費用	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「レンタカー」と記載がある補償の損害に対する費用とします。
第1条④	損害	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた損害とします。
第4条①	運転車両レンタカー費用保険金日額	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害使用リスク」の「付随費用」において「レンタカー」の右に記載がある金額とします。
第4条①	運転車両レンタカー費用免責日額	—	0円とします。
第4条②	保管等車両レンタカー費用保険金日額	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」または「盗難リスク 付随費用」において「レンタカー」の右に記載がある金額とします。
第4条②	保管等車両レンタカー費用免責日額	—	0円とします。
第4条③	盗難車両レンタカー費用保険金日額	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「盗難リスク 付随費用」において「レンタカー」の右に記載がある金額とします。
第4条③	盗難車両レンタカー費用免責日額	—	0円とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
<p><第2節：遠隔地事故諸費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)</p>			
第1条⑥	費用	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「遠隔地」と記載がある補償の損害に対する費用とします。
第1条⑥	損害	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた損害とします。
第4条①(1)	陸送等費用 保険金額	—	10万円とします。
第4条①(2)	宿泊費用 保険金額	—	1万円とします。
第4条①(3)	帰宅等費用 保険金額	—	事故日が平成19年4月1日以後の場合、2万円とします。 事故日が平成19年3月31日以前の場合、1万円とします。
<p><第3節：自動車事故時キャンセル費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)</p>			
第1条⑦	場合	自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「キャンセル」と記載がある補償の損害が生じた場合とします。
第1条⑦	損害	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた損害とします。
第4条①	自動車事故時 キャンセル費用 免責金額	—	1,000円とします。
第4条①	自動車事故時 キャンセル費用 保険金額	—	50万円とします。
<p><第4節：残存物取片づけ費用条項> (保険期間の初日が平成16年1月31日以前の場合)</p>			
第1条	建物・収容 動産損害 保険金	—	財物条項第1条④～⑦、⑨の建物・収容動産損害保険金とします。
<p><第5節：失火見舞費用条項></p>			
第2条	建物・収容 動産支払 限度額	建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)	保険の目的である建物、家財および設備・什器*ごとに、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に記載がある金額とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第2条	失火見舞 費用 保険金額	—	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、50万円とします。
<p><第6節：地震火災費用条項></p>			
第2条	地震火災 費用 保険金額	建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)	<p>保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、以下のとおりとします。</p> <p>保険の目的である建物、家財および設備・什器*1ごとに、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 地震火災費用」の行に「5%」と記載がある場合または割合の記載がない場合、次の①または②のうちいずれか小さい額とします。</p> <p>①保険の目的の支払限度額*2×5% ②300万円</p> <p>保険の目的である建物または家財ごとに、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 地震火災費用」の行に「30%」と記載がある場合、保険の目的の支払限度額*2×30%とします。</p> <p>保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、以下のとおりとします。</p> <p>保険の目的である建物、家財および設備・什器*1ごとに、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 地震火災費用」の行に「5%」と記載がある場合または割合の記載がない場合、次の①～③のうち最も小さい額とします。</p> <p>①財物保険金額×5% ②保険の目的の価額×5% ③300万円</p> <p>保険の目的である建物または家財ごとに、「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 地震火災費用」の行に「30%」と記載がある場合、次の①または②のうちいずれか小さい額とします。</p> <p>①財物保険金額×30% ②保険の目的の価額×30%</p> <p>※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の支払限度額は「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に記載がある金額とします。 ※保険の目的の価額は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に記載がある金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。 *1 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。 *2 保険の目的が明記物件である場合は、「保険の目的の価額(時価)」とします。</p>
<p><第7節：財物臨時費用条項></p>			
第1条	建物・収容 動産損害 保険金	建物収容動産の補償(建物収容動産・地震・借家賠償)	財物条項第1条④～⑥の建物・収容動産損害保険金とします。 ただし、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「臨費の対象事故拡大(盗難・水災・建物オールリスク)」と記載がある場合は、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第2条	支払割合	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産登録情報」の「物件種別・構造級別」の行に「住宅物件」と記載がある場合は10%、「一般物件」と記載がある場合は30%とします。
第2条	財物臨時費用保険金額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「物件種別・構造級別」の行に「住宅物件」と記載がある場合は300万円、「一般物件」と記載がある場合は500万円とします。 ただし、「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「臨費限度額縮小（100万円）建物オールリスクの犯罪防止費用不担保」と記載がある場合は、住宅物件については100万円とします。
＜第8節：財物修理付帯費用条項＞ （保険期間の初日が平成16年1月31日以前の場合）			
第1条	事故	—	財物条項第1条④～⑦、⑨の事故とします。
第2条	財物修理付帯費用割合	—	30%とします。
第2条	財物修理付帯費用保険金額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産登録情報」の「物件種別・構造級別」の行に「住宅物件」と記載がある場合は200万円、「一般物件」と記載がある場合は1,000万円とします。
＜第10節：財物特別費用条項＞ （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）			
第1条	対象事故	—	財物条項第1条④～⑦、⑨の事故とします。
＜第11節：構内構築物修復費用条項＞			
第1条	対象事故	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
＜第12節：共用部分修理費用条項＞			
第1条	事故	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
＜第13節：ドアロック交換費用条項＞ （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）			
第1条①②	建物	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物とします。
＜第14節：臨時賃借費用条項＞ （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）			
第1条①(1)	建物・収容動産損害保険金	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。
第1条②	建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金または同⑬の携行品損害保険金とします。
第1条③	費用	—	各費用条項の適用条件につきましては、前記1.(2)、3.(2)の各対応表をご参照ください。
第3条①	免責金額	—	5,000円とします。
第3条①	支払限度額	—	補償の対象が家財の場合は50万円または収容動産支払限度額のいずれか低い額とします。 補償の対象が携行品の場合は50万円または携行品支払限度額のいずれか低い額とします。
＜第16節：犯罪行為再発防止費用条項＞			
第1条	再発防止被保険者	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に「○」の記載がある建物の所有者とします。
＜第17節：ホールインワン・アルバトロス費用条項＞			
第1条① （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、第1条）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	その他の賠償・携行品・費用	「費用等」の「ホールインワン費用 保険金額」の行に記載がある金額とします。
第2条	ホールインワン・アルバトロス被保険者	その他の賠償・携行品・費用	「費用等」の「ホールインワン費用 保険金額」の行に金額が記載された方とします。
＜第18節：救援者費用条項＞			
第2条(1)	救援者費用被保険者	表紙	保険契約者とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第5条①	救援者費用 保険金額	その他の賠償・携 行品・費用	「費用等」の「救援者費用 保険金額」の行に記載がある金額とします。
<第19節：キャンセル費用条項>			
第2条(1)	キャンセル 費用被保険 者	表紙	保険契約者とします。
第4条①	キャンセル 費用保険金 額	その他の賠償・携 行品・費用	「費用等」の「キャンセル費用 保険金額(免責金額)」の行に保険金額として記載された金額とします。
第4条	キャンセル 費用免責金 額	その他の賠償・携 行品・費用	「費用等」の「キャンセル費用 保険金額(免責金額)」の行の括弧内に記載がある金額とします。
<第20節：被害事故費用条項> (保険期間の初日が平成17年7月31日 以前の場合)			
第2条(1)	被害事故費 用被保険者	表紙	保険契約者とします。
<第21節：ストーカー対策費用条項>			
第1条	ストーカー 被害被保険 者	その他の賠償・携 行品・費用	「費用等」の「ストーカー対策費用 保険金額」の行に金額が記載された方とします。
第3条①	ストーカー 対策費用保 険金額	その他の賠償・携 行品・費用	「費用等」の「ストーカー対策費用 保険金額」の行に記載がある金額とします。
<第23節：借家修理費用条項>			
第1条① (保険期間 の初日が平 成21年12月 31日以前の 場合は、第1 条)	借家修理費 用被保険者	—	賠償責任条項第2条(8)の借家賠償被保険者と同一とします。
第1条① (保険期間 の初日が平 成21年12月 31日以前の 場合は、第1 条)	建物または 住戸室	—	賠償責任条項第1条⑧の被保険者住所の建物の戸室と同一とします。
第4条	免責金額	—	0円とします。
第4条	借家修理費 用保険金額	—	300万円とします。
<第24節：来訪者傷害見舞費用条項>			
第1条	建物	建物収容動産の補 償(建物収容動 産・地震・借家賠 償)	「建物収容動産補償情報」の「オールリスク 破損・汚損等」の行に金額の記載がある家財を収容する建物とします。
<第26節：自動車賠償臨時費用条項> (保険期間の初日が平成20年7月1日以 後の場合)			
第1条③	費用	自動車の補償(車 両・賠償・自動車 傷害)	「運転者(および運転外リスク)」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条①に規定する運転自動車対人臨時費用とし、「運転者(および運転外リスク)」の「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条②に規定する運転外自動車対人臨時費用とします。
<第26節：自動車賠償臨時費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日 以前の場合)			
第1条⑤	費用	自動車の補償(車 両・賠償・自動車 傷害)	「運転者(および運転外リスク)」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条①に規定する運転自動車対人臨時費用、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条②に規定する運転自動車対物臨時費用とし、「運転者(および運転外リスク)」の「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条③に規定する運転外自動車対人臨時費用、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物臨費」の行に「○」の記載がある場合は本条項第1条④に規定する運転外自動車対物臨時費用とします。
第4条①	運転自動車 対人臨時費 用	自動車の補償(車 両・賠償・自動車 傷害)	「運転者(および運転外リスク)」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある費用とします。
第4条②	運転自動車 対物臨時費 用	自動車の補償(車 両・賠償・自動車 傷害)	「運転者(および運転外リスク)」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物臨費」の行に「○」の記載がある費用とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
第4条③	運転外自動車対人臨時費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」の「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対人臨費」の行に「○」の記載がある費用とします。
第4条④	運転外自動車対物臨時費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」の「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物臨費」の行に「○」の記載がある費用とします。
<第27節：自動車損害時諸費用条項>			
第1条⑧	費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	本条項第1条①～③の費用については、「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」、「地震・噴火等リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「全損時諸費用」と記載がある補償の損害に対する費用とし、本条項第1条④～⑥の費用については、「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」、「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」、「地震・噴火等リスク 付随費用」または「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「修理時諸費用」と記載がある補償の損害に対する費用とします。
第1条⑧	損害	—	保険証券およびこの別紙により補償の対象とされた損害とします。
第4条①	運転車両全損時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「全損時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
第4条②	保管車両全損時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「地震・噴火等リスク 付随費用」に「全損時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
第4条②	その他車両全損時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」に「全損時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
第4条③	運転車両修理時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害使用リスク」の「付随費用」に「修理時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
第4条④	保管車両修理時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「風水災リスク 付随費用」、「盗難リスク 付随費用」または「地震・噴火等リスク 付随費用」に「修理時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
第4条④	その他車両修理時諸費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報（お車単位）」の「火災・衝突等リスク 付随費用」に「修理時諸費用」と記載がある損害に対する費用とします。
<第28節：建物・収容動産損害時諸費用条項>			
第1条	建物・収容動産損害保険金	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。
<第29節：エコ対策費用条項> (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)			
第1条	対象事故	—	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
第6章 一般条項			
第1条①	時刻	—	継続後の補償については、午前0時とします。
第3条(3)	各支払条項の保険料払込方法	—	月払とします。
第3条(4)	各支払条項の保険料払込期間	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償） 自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害） その他の賠償・携行品・費用	保険期間と同一期間とします。
第8条①(2)	使用目的	ご家族情報	「自動車の使用目的」の行に記載がある使用目的とします。
第31条⑨ (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、第29条⑧)	低返れい割合	—	30%とします。ただし、「ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）」ページの「疾病定額」の各補償のうち、保険期間の初日が平成15年3月1日以後でかつ保険期間2年以上の補償において、解約による返れい金が支払われないことについて契約申込書（承認請求書）で承諾された場合は、低返れい割合を0%とします。

(2) 各特約の保険証券記載事項補足説明

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
保険金の新価払特約	対象保険金	—	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑫の建物・収容動産損害保険金とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑫の建物・収容動産損害保険金および第1条⑬の携行品損害保険金とします。
	保険の目的	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、「建物収容動産補償情報」の「支払限度額」の行に「新価」と記載がある建物、家財または設備・什器*とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行に「新価」と記載がある建物または家財とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
		その他の賠償・携行品・費用	「携行品損害」の「携行品損害(家族) 保険金額(免責金額)」の行に「新価」と記載がある携行品とします。
風災等の保険金支払に関する特約（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）	免責金額	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「基本リスク 風・ひょう・雪災等」の行の括弧内に記載がある金額とします。
水災の保険金支払に関する特約（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）	水害支払割合	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「総合リスク 水災」の行に「○（実損）」と記載がある場合は100%、「○（縮小）」と記載がある場合は70%とします。
	水災小損害保険金額（1）	水災小損害保険金額（2）	保険の目的である建物および家財ごとに、次の①～③のうち最も小さい額とします。 「建物収容動産補償情報」の「総合リスク 水災」の行に「○（実損）」と記載がある場合は、 ①財物保険金額×15% ②保険の目的の価額×15% ③300万円 「○（縮小）」と記載がある場合は、 ①財物保険金額×10% ②保険の目的の価額×10% ③200万円 ※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の価額について、建物は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行の「建物」の列に記載がある金額、家財は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行の「家財」の列に記載がある金額、明記物件は「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に記載がある各金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。
			保険の目的である建物、家財および設備・什器*ごとに、次の①～③のうち最も小さい額とします。 ①財物保険金額×5% ②保険の目的の価額×5% ③100万円 ※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の価額について、建物は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行の「建物」の列に記載がある金額、家財は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行の「家財」の列に記載がある金額、設備・什器*は「建物収容動産登録情報」の「評価額」の行の「設備・什器」の列に記載がある金額、明記物件は「建物収容動産登録情報」の「明記物件」の列に記載がある各金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
	特約本文中のA		「建物収容動産補償情報」の「総合リスク 水災」の行に「○（実損）」と記載がある場合は300万円、「○（縮小）」と記載がある場合は200万円とします。
	特約本文中のB	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「総合リスク 水災」の行に「○（実損）」と記載がある場合は15%、「○（縮小）」と記載がある場合は10%とします。
地震危険等上乗せ担保特約	保険の目的	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「地震補償」の「地震上乗せ補償(最大)」の行に金額の記載がある建物または家財とします。
携行品の範囲限定に関する特約	被保険者	その他の賠償・携行品・費用	「携行品損害」の「携行品損害(個人) 保険金額(免責金額)」の行に金額が記載された方とします。
	携行品および携行品の範囲		「携行品損害」の「携行品損害(個人) 携行品の範囲」の行に「ゴルフ」、「スキー」または「テニス」と記載がある場合はそれぞれゴルフ用品、スキー用品、テニス用品とします。
地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約	保管車両保険金支払割合	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「車両損害所有・保管リスク補償情報(お車単位)」の「地震・噴火等リスク」の行の括弧内に記載がある割合とします。
類焼損害担保特約（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、類焼損害等担保特約）	建物	建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）	「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「類焼損害担保（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保）」と記載がある、補償の対象となる家財を収容する建物とします。
	建物・収容動産被保険者		「建物収容動産補償情報」の「費用条項・特約条項等」に「類焼損害担保（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保）」と記載がある、補償の対象となる建物または家財の所有者として、「建物収容動産登録情報」の「所有者」の行に記載された方とします。
	支払限度額	—	1億円とします。

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
生活賠償責任の範囲限定に関する特約	被保険者 行為および生活賠償責任の範囲	その他の賠償・携行品・費用	「生活賠償責任」の「個人賠償責任 保険金額（免責金額）」の行に保険金額として金額または「無制限」の文字が記載された方とします。 「生活賠償責任」の「個人賠償責任 賠償責任の範囲」の行に記載がある「ゴルフ」、「スキー」または「テニス」のいずれかとします。
示談交渉不行使特約	賠償責任	—	「保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約」の適用があり、被保険者が日本国外において被った賠償責任とします。
対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」に個人名または「所有自動車の許諾運転者」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物超過」の行に「○」の記載がある場合は本特約第1条①に規定する対物超過修理費用を、「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「自動車賠償責任 対物超過」の行に「○」の記載がある場合は本特約第1条②に規定する対物超過修理費用とします。
就業中のみの危険担保特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「就業中のみの危険担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
就業中の危険不担保特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「就業中の危険不担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
傷害補償の範囲の限定に関する特約	保険金 行為	おケガの補償（傷害定額・人身傷害） おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「傷害補償の範囲限定」と記載がある補償に係る保険金とします。 「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「傷害補償の範囲限定（ゴルフ）」と記載がある場合はゴルフ、「傷害補償の範囲限定（スキー）」と記載がある場合はスキー、「傷害補償の範囲限定（テニス）」と記載がある場合はテニスとします。
学校管理下中不担保特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「学校管理下中不担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
天災危険担保特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害） 介護補償・所得補償	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「天災危険担保」と記載がある補償に係る保険金とします。 「所得補償」の「費用条項・特約条項」に「天災危険担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
特定感染症危険担保特約	保険金 葬祭費用保険金額	おケガの補償（傷害定額・人身傷害） おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「特定感染症危険担保」と記載がある補償に係る保険金のうち、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金または人身傷害保険金とします。 「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「特定感染症危険担保（葬祭費用有）」と記載がある場合は300万円、その他の場合は不担保とします。
第三者加害行為倍額支払特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「第三者加害行為倍額支払」と記載がある補償に係る保険金とします。
顔面傷害による倍額支払特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」に「顔面傷害による倍額支払」と記載がある補償に係る保険金とします。
特別条件付保険特約	保険金 介護補償・所得補償 支払事由 介護補償・所得補償	ご病気の補償（疾病定額・人身疾病） 介護補償・所得補償 ご病気の補償（疾病定額・人身疾病） 介護補償・所得補償	「疾病定額」の「費用条項・特約条項」または「人身疾病」の「費用条項・特約条項」に「特定疾病・部位不担保」と記載がある補償に係る保険金のうち、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金または人身疾病保険金とします。 「所得補償」の「費用条項・特約条項」に「特定疾病・部位不担保」と記載がある補償に係る保険金のうち疾病所得補償保険金とします。 「疾病定額」の「費用条項・特約条項」または「人身疾病」の「費用条項・特約条項」に記載がある特定疾病・部位のコードに対応する後記9.③の一覧表の特定疾病または身体部位に生じた疾病の治療を目的とした適用対象保険金の支払事由とします。 「所得補償」の「費用条項・特約条項」に記載がある特定疾病・部位のコードに対応する後記9.③の一覧表の特定疾病または身体部位に生じた疾病の治療を目的とした適用対象保険金の支払事由とします。
交通事故傷害危険のみ担保特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「交通事故傷害危険のみ担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
自動車傷害調整特約（搭乗者傷害特約用）	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「自動車傷害調整（搭乗者傷害用）」と記載がある補償に係る保険金のうち、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は傷害部位・症状別保険金）または人身傷害保険金とします。
自動車傷害調整特約（人身傷害補償特約用）	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「自動車傷害調整（人身傷害用）」と記載がある補償に係る保険金のうち、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は傷害部位・症状別保険金）または人身傷害保険金とします。
機能障害のみ担保特約	保険金	介護補償・所得補償	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「機能障害のみ担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
重度機能障害のみ担保特約	保険金	介護補償・所得補償	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「重度機能障害のみ担保」と記載がある補償に係る保険金とします。
認知症のみ担保特約	保険金	介護補償・所得補償	「介護補償」の「費用条項・特約条項」に「認知症のみ担保」と記載がある補償に係る保険金とします。

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
所得補償 保険金の入院 のみ担保特約	業務	—	被保険者のご職業にかかわる業務とします。
保険料払込 免除特約	保険金	おケガの補償（傷害定額・人身傷害） ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）	「傷害定額」の「費用条項・特約条項 死亡保険金受取人等」または「人身傷害」の「費用条項・特約条項」に「保険料払込免除」と記載がある補償に係る保険金とします。 「疾病定額」の「費用条項・特約条項」または「人身疾病」の「費用条項・特約条項」に「保険料払込免除」と記載がある補償に係る保険金とします。ただし、がん特約に関する保険金は適用対象外とします。
成人病入院 特約	成人病入院 保険金日額	ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）	「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（成人病入院）」と記載がある被保険者について、その行に記載がある金額とします。
	待機期間日 数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（成人病入院）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 免責日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち右側に記載がある日数とします。
	成人病入院 支払限度日 数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（成人病入院）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち左側に記載がある日数とします。
	成人病入院 保険金通算 限度日数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（成人病入院）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち右側に記載がある日数とします。
	（「免責日 数・待機期 間」の行に 記載される 記号につい ての補足説 明）		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 免責日数・待機期間」の行に記載がある「F2日」は、第1条の表中、成人病入院保険金の支払事由欄(2)にある「入院日数が成人病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に継続して2日以上となったこと」を表しています。
女性医療特 約	女性入院保 険金日額	ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）	「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（女性医療）」と記載がある被保険者について、その行に記載がある金額とします。
	待機期間日 数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（女性医療）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 免責日数・待機期間」の行に記載がある日数のうち右側に記載がある日数とします。
	女性入院支 払限度日数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（女性医療）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち左側に記載がある日数とします。
	女性入院保 険金通算限 度日数		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額）」の行に「（女性医療）」と記載がある被保険者について、「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち右側に記載がある日数とします。
	（「免責日 数・待機期 間」の行に 記載される 記号につい ての補足説 明）		「疾病定額」の「成人病等入院日額（定額） 免責日数・待機期間」の行に記載がある「F2日」は、第1条①の表中、女性入院保険金の支払事由欄(2)にある「入院日数が女性特定疾病の治療を直接の目的として、継続して2日以上であること」を表しています。
がん特約	保険金支払 額の型	—	I型とします。
	診断保険金 額	ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）	「疾病定額」の「がん診断（定額）」の行に記載がある金額とします。
	待機期間日 数		「疾病定額」の「がん入院日額・手術（定額） 待機期間」、「がん通院日額（定額） 待機期間」、「がん診断（定額） 待機期間」および「がん重度一時金（定額） 待機期間」の行に記載がある日数とします。
	入院保険金 日額	ご病気の補償（疾病定額・人身疾病）	「疾病定額」の「がん入院日額・手術（定額）」の行に記載がある金額とします。
	通院保険金 日額		「疾病定額」の「がん通院日額（定額）」の行に記載がある金額とします。
	重度一時金 額		「疾病定額」の「がん重度一時金（定額）」の行に記載がある金額とします。
	保険金		「疾病定額」の「がん入院日額・手術（定額）」の行に金額の記載がある場合には入院保険金および手術保険金、「疾病定額」の「がん通院日額（定額）」の行に金額の記載がある場合には通院保険金、「疾病定額」の「がん診断（定額）」の行に金額の記載がある場合には診断保険金、「疾病定額」の「がん重度一時金（定額）」の行に金額の記載がある場合には重度一時金とします。
	通院支払限 度日数		「疾病定額」の「がん通院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、左側に記載がある日数とします。
	通院保険金 通算限度日 数		「疾病定額」の「がん通院日額（定額） 支払限度・通算限度」の行に記載がある日数のうち、右側に記載がある日数とします。

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
搭乗者傷害特約	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」と記載がある自動車。 ②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。
	記名運転者		「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち、「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害死亡・後遺障害（定額）」の行に金額が記載された方とします。
	傷害保険金日数払（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、医療保険金日数払）		「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 入院日額（定額）」および「自動車搭乗者傷害 通院日額（定額）」の各行に金額の記載がある場合とします。
	傷害保険金一時金払（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、医療保険金部位・症状別払）		「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 一時金払（定額）」の行に金額の記載がある場合とします。ただし、保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 部位・症状別（定額）」の行に「○」の記載がある場合とします。
	保険金額		「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 死亡・後遺障害（定額）」の行に記載がある金額とします。
	入院保険金日額		「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 入院日額（定額）」の行に記載がある金額とします。
	通院保険金日額		「自動車傷害」の「自動車搭乗者傷害 通院日額（定額）」の行に記載がある金額とします。
人身傷害補償特約	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」と記載がある自動車。 ②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。
	記名運転者		「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち、「自動車傷害」の「自動車人身傷害（実損）」の行に金額または「無制限」の文字が記載された方とします。
	搭乗者人身傷害保険金額		「自動車傷害」の「自動車人身傷害（実損）」の行に記載がある金額（「無制限」と記載がある場合は無制限）とします。
	傷害対象自動車搭乗者人身傷害保険金額		「自動車傷害」の「自動車人身傷害（実損）」の行に記載がある金額（「無制限」と記載がある場合は無制限）とします。
自損事故傷害特約	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」と記載がある自動車。 ②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。
	記名運転者		「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち、「自動車賠償責任」の「自損事故傷害」の行に金額が記載された方とします。

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
無保険車事故傷害特約	除外自動車 記名運転者	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」と記載がある自動車。</p> <p>②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。</p> <p>*用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p> <p>「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち、「自動車賠償責任」の「無保険車傷害」の行に金額が記載された方とします。</p>
入院時選べるアシスト特約（正式名称：人身傷害諸費用補償特約）	1日あたりの支払限度額	—	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、1万円とします。
家族内運転免許取得者の自動補償特約（保険期間の初日が平成15年7月31日以前の場合）	家族内運転免許取得者に適用する記名運転者	その他情報	「特約情報・告知内容」の「家族内運転免許取得者の自動補償特約」において「補償条件設定者」として記載された方とします。
法律相談費用補償特約	特約の保険期間	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において、「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の初日が平成17年8月1日以後の場合はその保険期間を本特約の保険期間とし、その保険期間の初日が平成17年7月31日以前の場合で、かつ、「弁護士費用等補償特約」が付帯されているときは、弁護士費用等補償特約の保険期間と同一とします。
弁護士費用等補償特約	特約の保険期間	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	本特約の保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、その保険期間の末日は「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の末日とします。
事故・故障時選べる特約（正式名称：事故・故障時諸費用補償特約）	特約の保険期間	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	本特約の保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、その保険期間の末日は「運転者（および運転外リスク）」に「運転外リスク」と記載がある列において「自動車賠償責任」の「保険期間」に記載がある保険期間の末日とします。
被保険自動車の入替条件に関する特約	除外自動車	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①「自動車登録情報」の「補償対象」の行に「補償対象外」または「車両補償対象外」と記載がある自動車</p> <p>②「自動車登録情報」に記載されていない自動車。ただし、保険期間の中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に「自動車登録情報」に記載がある場合を除きます。</p> <p>*用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
中途取得自動車の自動補償特約	追加自動車に適用する被保険自動車	その他情報	「特約情報・告知内容」の「中途取得自動車の自動補償特約」において「補償条件設定車」として記載されたものとします。
所有自動車の通知に関する特約	日数	—	中途取得自動車の自動補償特約が付帯されている場合は90日とします。
許諾運転者の年齢条件等に関する特約（保険期間の初日が平成17年7月31日以前の場合）	運転者年齢	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」の「所有自動車の許諾運転者」の一行下に記載がある年齢とします。
記名運転者の追加に関する特約	別居の未婚の子	自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）	「運転者（および運転外リスク）」に個人名で記載された方のうち、保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子とします。

特約名称	保険証券記載事項	契約申込書・保険証券記載ページ	保険証券記載事項についての補足説明
ファミリーバイク特約 (原付・自損事故傷害あり)	賠償損害	—	第1条①②の賠償損害とします。
	対人保険金額	—	無制限とします。
	対物保険金額	—	無制限とします。
	免責金額	—	0円とします。
	保険金額	—	対人保険金額および対物保険金額とします。
	費用	—	対人臨時費用とします。
ファミリーバイク特約 (原付・人身傷害あり)	賠償損害	—	第1条①②の賠償損害とします。
	対人保険金額	—	無制限とします。
	対物保険金額	—	無制限とします。
	免責金額	—	0円とします。
	保険金額 (第1章賠償責任条項第13条)	—	対人保険金額および対物保険金額とします。
	費用	—	対人臨時費用とします。
指定代理請求の範囲に関する特約 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	保険金	—	がん特約、成人病入院特約、女性医療特約に係る保険金とします。
高機能住宅割引に関する特約条項 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	(第1条③の「損害」についての補足説明)	—	財物条項第1条④(1)または(3)の事故によって保険の目的である建物について生じた損害とします。
	(第1条③の「保険料」についての補足説明)	—	上記の事故が発生した時の損害保険補償保険料とします。
積立型基本特約(精算型)	他の保険契約	—	積立ファンドを減額することで保険料払込にかえる他の保険契約は、本契約の積立型基本特約(定期型)および本契約を指定した保険料定期口座送金特約を付帯した東京海上日動あんしん生命保険株式会社のすべての保険契約とします。
重複危険免責特約	対象保険金	—	重複保険契約と保険の目的(建物)を同一とする建物・収容動産損害に関する補償の対象となる保険金のうち、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪および費用条項第4～10節に係るものとします。
	特約の保険期間	—	保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、保険期間の末日は重複保険契約の満期日または重複保険契約と保険の目的(建物)を同一とする建物・収容動産損害に関する補償の満期日のいずれか早い日とします。ただし、重複保険契約が2つ以上の場合は、重複保険契約がそれぞれ1つであった場合に終了日とすべき日のうち、いずれか最も遅い日とします。
2次免責金額特約	被保険者	—	各支払条項(一般条項第1条①に規定する支払条項をいいます。)における被保険者すべてとします。
	保険年度	表紙	保険契約の保険年度の始期応当日を初日とする1年間とします。
	除外保険金	—	下記を除外保険金とします。 レンタカー費用保険金(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)、対人臨時費用保険金、対物臨時費用保険金、生活賠償臨時費用保険金、がん特約の規定に従い支払われるべき入院保険金、手術保険金および通院保険金、借家修理費用保険金、地震保険の規定に従い支払われるべき保険金、地震火災費用保険金、人身傷害諸費用補償特約、類焼損害担保特約(保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保特約)、地震危険等上乗せ担保特約、事故・故障時諸費用補償特約、ファミリーバイク特約および火災・盗難時再発防止費用補償特約(保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合)の規定に従い支払われるべき保険金

9. その他、ご留意いただきたい事項

【①. 「建物収容動産の補償（建物収容動産・地震・借家賠償）」ページの「建物収容動産登録情報」の「付属物」の記載について】

1. 「付属物」に次の記載があり、その建物が建物・収容動産損害の補償の対象である場合は、それぞれ下記のものを補償の対象に含みます。

「付属物」の記載内容	補償の対象である建物に含まれるもの
「基礎工事」と記載がある場合	基礎工事部分
「畳・建具・造作」と記載がある場合	畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
「門・へい」と記載がある場合	門、へいまたはかき
「物置・納屋・車庫」と記載がある場合	物置、車庫その他の付属建物。ただし、一般物件の場合、66㎡以上の物置、車庫またはその他の付属建物は、補償の対象に含まれません。

2. 「付属物」に「物置・納屋・車庫」と記載があり、その建物内収容家財が補償の対象である場合は、付属建物（一般物件の場合、66㎡以上の付属建物を除きます。）内の家財を補償の対象に含みます。また、その建物内収容設備・什器*が補償の対象である場合は、付属建物内の設備・什器*を補償の対象に含みません。

* 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。

【②. 「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページの「自動車登録情報」の「前契約事故件数」の記載について】

「前契約事故件数」に記載の各事故件数は、その自動車に係る補償の前契約における下記の対象事故に該当する事故件数とします。

「前契約事故件数」の記載内容	対象事故
対人（A）	対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただし、Cの事故を除きます。
据置（B）	下記①～③のいずれかに該当する事故。 ① Cの事故。 ② 車両事故（車両付随損害、身の回り品補償特約、車内携行品補償特約に係る事故を含みます。）のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*1、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、こう水、高潮、落書、いたづら（平成15年8月1日以降発生）*2、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故（平成16年2月1日以降発生）*1。 ③ 上記②と下記ノーカウント事故の組み合わせの事故。 *1 他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。 *2 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。
内、等級プロテクト据置（C）	等級プロテクト特約（平成15年1月1日以降販売停止となった子供運転追加補償特約を含みます。）により等級すえおきとなった事故。
その他（D）	A、B、Cおよび下記ノーカウント事故以外の事故。

ノーカウント事故：以下に係る保険事故または以下の組み合わせの保険事故は、事故件数にカウントしません。

- 対人臨時費用（保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合） ●人身傷害 ●搭乗者傷害（傷害一時金を含みます）
- 法律相談費用補償特約 ●弁護士費用等補償特約 ●ファミリーバイク特約 ●無保険車事故傷害特約 ●入院時選べるアシスト特約（正式名称：人身傷害諸費用補償特約） ●事故・故障時レンタカー費用 ●事故・故障時選べる特約（正式名称：事故・故障時諸費用補償特約） ●個人賠償責任補償特約 ●車両搬送費用補償特約 ●おくるま搬送時選べる特約（正式名称：車両搬送時の諸費用補償特約） ●レンタカー費用補償特約 ●平成20年7月1日以後販売停止となったパーソナルセットプラン*3 ●平成20年7月1日以後販売停止となった盗難に関する代車等費用補償特約

*3 日常生活賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用動産補償特約、借家人賠償責任補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、携行品損害補償特約、受託品賠償責任補償特約をいいます。

【③. 特別条件付保険特約のコードに該当する特定疾病・部位の一覧表】

コード	特定疾病・部位の名称
1	眼球および眼球付属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精囊
18	子宮、卵巣および子宮付属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）

コード	特定疾病・部位の名称
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具除去

【④. 充当口座・積立口座について】

申込人は下記1. および2. の取扱いがなされることに同意します。

(下記において、充当口座、積立口座はそれぞれ積立型基本特約(精算型)、積立型基本特約(定期型)を表します。また、契約申込書(承認請求書)および保険証券(継続証・承認書)の表紙の記載内容については、下記のとおりとなります。)

記載内容	記載内容についての説明
(1) 損害保険補償保険料	本契約における各支払条項の補償に係る保険料をいいます。
(2) 生命保険保険料	本契約を指定した保険料定期口座送金特約付帯の東京海上日動あんしん生命保険株式会社の保険契約に係る保険料をいいます。
(3) 充当予定額	充当口座の積立ファンドから充当される損害保険補償保険料と生命保険保険料の合計額をいいます。
(4) 月々積立額*1	充当予定額に加えて、充当口座に月々払い込んでいただく一定額の積立特約保険料の額をいいます。
(5) 口座振替予定額	充当予定額および月々積立額の合計額をいいます。預貯金口座(銀行口座等)からの口座振替により充当口座に積立特約保険料として振り替えられます。

*1 平成20年7月1日以降に新たに月々積立額を設定(平成20年6月30日以前に設定している月々積立額の増額を含みます。)することはできません。また、既に月々積立額を設定しているご契約について、平成21年7月1日以降にご契約の年単位の始期当日を迎える場合、その始期当日の属する月の口座振替より月々積立額の請求を停止します。

1. 充当口座積立特約保険料の振替日

預貯金口座(銀行口座等)から定期的に充当口座の積立特約保険料の振り替えを行う口座振替の振替日については、その払込方法に応じて、以下のとおりとなります。

- (1) 月払の場合: 第1回目については、各支払条項の保険期間のうち最も早く始まるものの初日の属する月の翌月の金融機関の所定の振替日とし、第2回目以降については、第1回目の振替日以降に到来する毎月の金融機関の所定の振替日となります。
- (2) 年払*2の場合: 第1回目については、各支払条項の保険期間のうち最も早く始まるものの初日の属する月の翌月の金融機関の所定の振替日とし、第2回目以降については、第1回目の振替日の属する月以降、12か月毎の金融機関の所定の振替日となります。
- (3) 半年払*2の場合: 第1回目については、各支払条項の保険期間のうち最も早く始まるものの初日の属する月の翌月の金融機関の所定の振替日とし、第2回目以降については、第1回目の振替日の属する月以降、6か月毎の金融機関の所定の振替日となります。

*2 保険期間の初日が平成20年7月1日以降の新規契約の払込方法は月払のみとなります(年払または半年払の設定はできません。)。また、保険期間の初日が平成20年6月30日以前のご契約につきましても、平成20年7月1日以降を異動日として、新たに年払または半年払に変更することはできません。

2. 生命保険契約への送金

充当口座の積立ファンドを減額することによる、「本契約を指定した保険料定期口座送金特約付帯の東京海上日動あんしん生命保険株式会社の保険契約」への送金は毎月27日に行います(充当口座の積立ファンドの減額は毎月27日の5営業日以前に行い、27日に送金します。)

なお、上記1. および2. は当会社からの通知をもって廃止を含め変更されることがあります。

10. 契約申込時および承認請求時にご留意いただきたい事項

【①. 自動車に関する補償をご契約される場合の確認事項について(保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合)】

契約申込書(承認請求書)の「自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)」ページに記載がある自動車に関する補償をご契約される場合において、過去1年間に、保険会社から普通保険約款または特約条項により解除されたことがある場合は、その旨、契約申込書(承認請求書)表紙の備考欄に記載してください。

【②. 自動車に関する補償をご契約される場合の追加告知事項について(保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)】

契約申込書(承認請求書)の「自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)」ページに記載がある自動車に関する補償をご契約される場合において、次の各事項に該当する場合は、その旨、契約申込書(承認請求書)表紙の備考欄に記載してください。

1. 過去1年間に、保険会社から普通保険約款または特約条項により解除されたことがある。
2. 過去2年間に、申込人、記名運転者のうち特別危険保険料率適用予告通知書を受け取った方がいる。
3. 「自動車登録情報」に記載がある所有自動車(「補償対象」の行に「補償対象外」と記載があるものを除きます。)が貨物車の場合、有償で貨物を運送することがある。
4. 「自動車登録情報」に記載がある所有自動車(「補償対象」の行に「補償対象外」と記載があるものを除きます。)が貨物車の場合、指定危険物を積載することまたは積載している車をけん引することがある。

【③. 公的融資の対象建物のご契約のお引受けについて】

建物・収容動産損害の補償において、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等の公的融資の対象となっている建物につきましては、ご契約のお引受けができないことがありますので、あらかじめお申し出ください。

【④. 死亡保険金受取人を指定される場合について】

契約申込書(承認請求書)の「おケガの補償(傷害定額・人身傷害)」ページの「傷害定額」に関する補償について死亡保険金受取人を指定される場合は、別途、被保険者の署名・承認印のある保険会社所定の書類および各種確認書類が必要となります。なお、死亡保険金受取人を指定し、被保険者の同意を得ないで締結した保険契約は、無効となりますのでご注意ください。

1 1. 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。また、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
自動車に関する補償、建物・収容動産損害に関する補償、携行品損害に関する補償、地震危険等上乗せ担保特約に関する補償、賠償責任に関する補償、その他各種費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
傷害・疾病に関する補償	原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には上記補償割合を下回ることがあります。
積立型基本特約（精算型）・・・充当口座 積立型基本特約（定期型）・・・積立口座	原則として80%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には上記補償割合を下回ることがあります。

なお、地震保険については、破綻した場合においてもその全額が補償されることとなります。
詳細につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

1 2. 個人情報の取扱いに関するご案内

1. 東京海上日動および東京海上グループ*1 各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動と東京海上グループ各社との間または東京海上日動と東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*1 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

2. この保険における自動車に関する補償については、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、前の保険年度（総合保険契約の保険年度）における保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数、支払保険金等を保険料に反映させるリザルトレーティング制度*2が採用されています。

このリザルトレーティング制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、ご契約の前の契約の割増引および保険事故の有無・件数等の確認を行うことがあります*3。

また、自動車事故等の場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実にに行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行うことがあります*4。

*2 リザルトレーティング制度については、ご契約のしおり・約款をご参照ください。

*3 具体的には、被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・記名運転者名（ご契約の運転者のお名前）・ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の登録番号・ご契約の前の契約の適用割増引ならびに保険事故の有無および件数等の項目について確認を行うことがあります。

*4 具体的には、事故発生の場合にその事故に関してご契約されている損害保険の種類・ご契約者名・被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・被害者名・補償の対象となる自動車の登録番号・事故の相手自動車の登録番号・事故発生日・事故発生地・扱い損害保険会社等の項目について確認を行うことがあります。

3. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者（保険の補償を受けられる方）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

※上記2. および3. の確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、東京海上日動までお問い合わせください。

また、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から契約内容、「ご契約のしおり・約款」の内容および個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（保険の補償を受けられる方）全員にご説明ください。

総合保険契約承認請求書別紙

<II. 表紙右上に☆が表示されていない承認請求書をお持ちのお客様はこちらをご確認ください。>

(普通保険約款および特約の条文に関する表示について、①、②、③…は項番号を、(1)、(2)、(3)…は号番号を表しています。なお、各補償の条文については保険期間の初日時点の総合保険「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。)

※ 保険期間の初日が平成22年10月1日以後の補償にご使用できます。

保険期間の初日が平成22年9月30日以前の補償につきましては、保険期間の初日時点の総合保険申込書（承認請求書）別紙をご参照ください。

以下の記載において、自動車に係る次の補償につきましては、平成20年7月1日以後に追加された場合、契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の補償情報の補償種類欄に記載の各補償の保険期間の初日にかかわらず、自動車賠償責任（運転外リスク）の保険期間の初日をもって、各補償の保険期間の初日とします。

●自動車賠償責任（運転リスク） ●車両損害（運転リスク） ●車両損害（所有保管リスク） ●自動車傷害

1. 契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）の補償情報の補償種類欄・補償内容欄における記載内容と普通保険約款および特約（補償の対象となる保険金）との対応は下表のとおりです。

(1) 賠償責任条項

記載内容	普通保険約款および特約との対応	
補償種類欄	補償内容欄	(補償の対象となる保険金)
自動車賠償責任 (運転リスク)	対人賠償	賠償責任条項第1条③に係る保険金
	対物賠償	賠償責任条項第1条④に係る保険金
	無保険車傷害特約	無保険車事故傷害特約第4条②(1)イまたはロを傷害対象自動車とする事故に係る保険金
	自損事故傷害特約	自損事故傷害特約第3条(1)イまたはロを傷害対象自動車とする事故に係る保険金
自動車賠償責任 (運転外リスク)	対人賠償	賠償責任条項第1条⑤に係る保険金
	対物賠償	賠償責任条項第1条⑥に係る保険金
	無保険車傷害特約	無保険車事故傷害特約第4条②(1)ハを傷害対象自動車とする事故に係る保険金
	自損事故傷害特約	自損事故傷害特約第3条(1)ハを傷害対象自動車とする事故に係る保険金
	ファミリー特約	保険金額欄に「自損事故傷害付」と記載がある場合は、ファミリーバイク特約（原付・自損事故傷害あり）に係る保険金 保険金額欄に「人身傷害付」と記載がある場合は、ファミリーバイク特約（原付・人身傷害あり）に係る保険金
生活賠償責任	生活賠償	賠償責任条項第1条①に係る保険金（生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯されない場合）
	受託賠償	賠償責任条項第1条⑦に係る保険金
生活賠償責任 (特約付・個人用)	生活賠償	賠償責任条項第1条①に係る保険金（生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯される場合）
借家賠償責任	借家賠償	賠償責任条項第1条⑧に係る保険金

(2) 財物条項

記載内容	普通保険約款および特約との対応	
補償種類欄	補償内容欄	(補償の対象となる保険金)
車両損害 (運転リスク)	運転車両損害	財物条項第1条①の運転車両保険金
車両損害 (所有保管リスク)	衝突等リスク	財物条項第1条③のその他車両保険金
	自然災害リスク	財物条項第1条②(1)の事故に係る保管車両保険金
	盗難リスク	財物条項第1条②(2)の事故に係る保管車両保険金
	地噴津リスク	地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約に係る保管車両保険金
建物収容動産損害	基本リスク	財物条項第1条④⑤の建物・収容動産損害保険金
	総合リスク	財物条項第1条⑥～⑨の建物・収容動産損害保険金（費用条項・特約条項等または費用条項・特約条項（以下費用条項・特約条項等といいます。）欄に「水災保険金支払不担保」と記載がある場合、財物条項第1条⑨の建物・収容動産損害保険金を除きます。）
	オールリスク	財物条項第1条⑩～⑫の建物・収容動産損害保険金
地震保険	地震保険	地震保険普通保険約款の保険金
携行品損害	携行品損害	財物条項第1条⑬の携行品損害保険金（携行品の範囲限定に関する特約が付帯されない場合）
携行品損害 (特約付・個人用)	携行品損害	財物条項第1条⑬の携行品損害保険金（携行品の範囲限定に関する特約が付帯される場合）

(3) 費用条項

記載内容	普通保険約款および特約との対応	
補償種類欄	補償内容欄	(補償の対象となる保険金)
ホールインワン・アルバトロス費用 (契約申込書については「ホールインワン費用」)	ホールインワン・アルバトロス費用 (契約申込書については「ホールインワン費用」)	費用条項第17節のホールインワン・アルバトロス費用保険金
ストーカー対策費用	ストーカー対策費用	費用条項第21節のストーカー対策費用保険金
その他日常生活費用	救護者費用	費用条項第18節の救護者費用保険金
	キャンセル費用	費用条項第19節のキャンセル費用保険金
	被害事故費用 弁護士・法律相談	費用条項第20節の弁護士費用保険金および法律相談費用保険金

(4) 傷害・疾病条項

記載内容	普通保険約款および特約との対応	
補償種類欄	補償内容欄	(補償の対象となる保険金)
傷害定額	傷害死亡・後障	傷害条項第5条の傷害死亡保険金および同第6条の傷害後遺障害保険金
	傷害入院	傷害条項第7条の傷害入院保険金および同第8条の傷害手術保険金
	特定傷害診断	傷害条項第9条の特定傷害診断保険金
	傷害入院初期	傷害条項第10条の傷害入院初期保険金
	傷害通院	傷害条項第14条の傷害通院保険金
	傷害一時金払(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)	傷害条項第15条の傷害一時金払保険金
	部位・症状別(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)	傷害条項第15条の傷害部位・症状別保険金
人身傷害	人身傷害	傷害条項第20条の人身傷害保険金
疾病定額	疾病入院	疾病条項第5条の疾病入院保険金および同第6条の疾病手術保険金
	特定疾病診断	疾病条項第7条の特定疾病診断保険金
	疾病入院初期	疾病条項第8条の疾病入院初期保険金
	疾病通院	疾病条項第12条の疾病通院保険金
	成人病入院	成人病入院特約の成人病入院保険金
	女性疾病入院	女性医療特約の女性入院保険金および形成治療保険金
	がん入院	がん特約の入院保険金および手術保険金
	がん通院	がん特約の通院保険金
	がん診断	がん特約の診断保険金
がん重度一時	がん特約の重度一時金	
人身疾病	人身疾病	疾病条項第17条の人身疾病保険金
介護	傷害介護日額	傷害条項第16条の傷害介護保険金
	傷害介護一時金	傷害条項第17条の傷害介護一時保険金
	疾病介護日額	疾病条項第13条の疾病介護保険金
	疾病介護一時金	疾病条項第14条の疾病介護一時保険金
所得補償	傷害所得補償	傷害条項第18条の傷害所得補償保険金
	疾病所得補償	疾病条項第15条の疾病所得補償保険金
自動車傷害	搭乗者傷害特約	搭乗者傷害特約第1条①に係る保険金
	人身傷害特約	人身傷害補償特約第1条①に係る保険金

2. 各費用保険金の適用条件については、下表のとおりとなります。

(1) 賠償責任条項の各補償と同時に適用される各費用保険金

補償情報に記載された内容に応じて、下記の各保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件(補償情報の記載内容)
費用条項第23節の借家修理費用保険金	補償内容欄に「借家賠償」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第25節の生活賠償臨時費用保険金	保険期間の初日が平成19年9月30日以前の場合、補償内容欄に「生活賠償」と記載がある場合に補償の対象となります。 ※補償種類欄に「生活賠償(特約付・個人用)」と記載がある場合は含みません。
費用条項第26節第1条①の運転自動車対人臨時費用保険金	費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対人臨時費用」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条②の運転外自動車対人臨時費用保険金(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)	費用条項・特約条項等欄に「運転外自動車対人臨時費用」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条②の運転自動車対物臨時費用保険金(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)	費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対物臨時費用」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条③の運転外自動車対人臨時費用保険金(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)	費用条項・特約条項等欄に「運転外自動車対人臨時費用」と記載がある場合に補償の対象となります。
費用条項第26節第1条④の運転外自動車対物臨時費用保険金(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)	費用条項・特約条項等欄に「運転外自動車対物臨時費用」と記載がある場合に補償の対象となります。

(2) 財物条項の補償種類「車両損害（運転リスク）」または「車両損害（所有保管リスク）」の補償と同時に適用される各費用保険金等（保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合）

補償情報に記載された内容に応じて、下記の保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件（補償情報の記載内容）
費用条項第1節のレンタカー費用保険金	費用条項・特約条項等欄に「事故・故障時レンタカー」と記載がある場合に補償の対象となります。

補償情報の費用条項・特約条項等欄に「付随費用パターン」と記載がある場合、下表の内容で各費用保険金等が補償の対象となります。

（各パターンにおいて○印のある保険金が補償の対象となります。）

普通保険約款記載の各保険金	費用条項・特約条項等欄に記載された付随費用のパターン				
	1	2	3	4	5
財物条項第1条④の積載動産損害保険金	○	○	×	×	○
費用条項第27節第1条①の運転車両全損時諸費用保険金、同②の保管車両全損時諸費用保険金、同③のその他車両全損時諸費用保険金	○	○	○	○	×
費用条項第27節第1条④の運転車両修理時諸費用保険金、同⑤の保管車両修理時諸費用保険金、同⑥のその他車両修理時諸費用保険金	○	×	○	×	×

（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）

補償情報の費用条項・特約条項等欄に「付随費用パターン」と記載がある場合、下表の内容で各費用保険金等が補償の対象となります。

（各パターンにおいて○印のある保険金が補償の対象となります。）

普通保険約款記載の各保険金	費用条項・特約条項等欄に記載された付随費用のパターン													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
財物条項第1条④の積載動産損害保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
費用条項第1節のレンタカー費用保険金*	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×
	5千円	7千円	1万円		5千円	7千円	1万円				5千円	7千円	1万円	
費用条項第2節の遠隔地事故諸費用保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
費用条項第3節の自動車事故時キャンセル費用保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
費用条項第27節第1条①の運転車両全損時諸費用保険金、同②の保管車両全損時諸費用保険金、同③のその他車両全損時諸費用保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
費用条項第27節第1条④の運転車両修理時諸費用保険金、同⑤の保管車両修理時諸費用保険金、同⑥のその他車両修理時諸費用保険金	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×

普通保険約款記載の各保険金	費用条項・特約条項等欄に記載された付随費用のパターン													
	0	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	7	
財物条項第1条④の積載動産損害保険金	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	
費用条項第1節のレンタカー費用保険金*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
	5千円	7千円	1万円	5千円	7千円	1万円	5千円	7千円	1万円		5千円	7千円	1万円	
費用条項第2節の遠隔地事故諸費用保険金	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	
費用条項第3節の自動車事故時キャンセル費用保険金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
費用条項第27節第1条①の運転車両全損時諸費用保険金、同②の保管車両全損時諸費用保険金、同③のその他車両全損時諸費用保険金	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
費用条項第27節第1条④の運転車両修理時諸費用保険金、同⑤の保管車両修理時諸費用保険金、同⑥のその他車両修理時諸費用保険金	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

* 表中の金額は、保険金日額（運転車両レンタカー費用保険金日額、保管等車両レンタカー費用保険金日額、盗難車両レンタカー費用保険金日額）を表します。

(3) 財物条項の補償種類「建物収容動産損害」の補償と同時に適用される各費用保険金

補償情報に記載された内容に応じて、下記の各保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件（補償情報の記載内容）
費用条項第5節の失火見舞費用保険金	補償内容欄に「基本リスク」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。
費用条項第6節の地震火災費用保険金	補償内容欄に「基本リスク」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。
費用条項第7節の財物臨時費用保険金	補償内容欄に「基本リスク」または「総合リスク」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。 ただし、費用条項・特約条項等欄に「臨費の対象事故拡大（盗難・水災・オールリスク）」と記載がある場合は、補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限ります）についても補償の対象となります。
費用条項第9節の水道管凍結修理費用保険金	補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限ります）について補償の対象となります。
費用条項第10節の財物特別費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償内容欄に「基本リスク」または「総合リスク」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。
費用条項第11節の構内構築物修復費用保険金	補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限ります）について補償の対象となります。
費用条項第12節の共用部分修理費用保険金	補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限ります）について補償の対象となります。
費用条項第13節のドアロック交換費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限ります）について補償の対象となります。

普通保険約款記載の各保険金	適用条件（補償情報の記載内容）
費用条項第14節第1条①の建物臨時貸借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（目的情報の物件種別欄に「住宅」と記載がある建物に限り）について補償の対象となります。
費用条項第14節第1条②の家財臨時貸借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（家財に限り）について補償の対象となります。
費用条項第15節の再築時諸費用保険金	保険期間の初日が平成19年9月30日以前の場合、費用条項・特約条項等欄に、「新価払特約（再築時諸費用有）」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。
費用条項第16節の犯罪行為再発防止費用保険金	補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（建物に限り）について補償の対象となります。 ただし、費用条項・特約条項等欄に「臨費限度額縮小（100万円）建物オールリスクの犯罪防止費用不担保」と記載がある場合は補償の対象外とします。
費用条項第24節の来訪者傷害見舞費用保険金	補償内容欄に「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（家財に限り）について補償の対象となります。
費用条項第28節の建物・収容動産損害時諸費用保険金	補償内容欄に「基本リスク」、「総合リスク」または「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的について補償の対象となります。
費用条項第29節のエコ対策費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償内容欄に「基本リスク」、「総合リスク」または「オールリスク」と記載がある補償の保険の目的（目的情報の建物構造欄に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限り）について補償の対象となります。

（4）財物条項の補償種類「携行品損害」の補償と同時に適用される費用保険金
補償情報に記載された内容に応じて、下記の保険金が補償の対象となります。

普通保険約款記載の保険金	適用条件（補償情報の記載内容）
費用条項第14節第1条②の家財臨時貸借費用保険金	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償種類欄に「携行品損害」と記載がある場合に補償の対象となります。 ※補償種類欄に「携行品損害（特約付・個人用）」と記載がある場合は含みません。

3. 各特約の付帯・適用条件については、下表のとおりとなります。

特約名称	付帯・適用条件
保険金の新価払特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「新価払特約」と記載がある補償の保険の目的に付帯されます。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「新価払特約（再築時諸費用有）」、「新価払特約（再築時諸費用無）」または「新価払特約」と記載がある補償の保険の目的に付帯されます。
風災等の保険金支払に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報の補償内容欄に「基本リスク」と記載がある保険の目的に付帯されます。
水災の保険金支払に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
地震危険等上乗せ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
携行品の範囲限定に関する特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
運転車両保険金額に関する特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
車対車「運転車両損害」補償特約 （相手自動車確認条件付）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約	補償情報の補償内容欄に「地噴津リスク」と記載がある保険の目的について付帯されます。
運転車両損害の免責金額に関する特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
移転家財の自動補償特約	補償情報の補償種類欄に「建物収容動産損害」と記載があり、かつ、補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に「目的番号・・・内収容家財」と記載がある補償に付帯されます。
類焼損害担保特約 （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保特約）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
住まいの選べるアシスト特約 （正式名称：火災・盗難時再発防止費用補償特約）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある場合に付帯されます。
全損時の保険金支払いに関する特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、平成23年1月1日以降、補償情報の補償内容欄に「基本リスク」、「総合リスク」または「オールリスク」と記載がある保険の目的（目的情報の建物構造欄に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限り）に付帯されます。
全損時の保険金支払いに関する特約（財物保険金額用）	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、平成23年1月1日以降、補償情報の補償内容欄に「基本リスク」、「総合リスク」または「オールリスク」と記載がある保険の目的（目的情報の建物構造欄に「専用住宅」、「共同住宅」または「店舗併用住宅」と記載がある建物に限り）に付帯されます。
生活賠償責任の範囲限定に関する特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
示談交渉不行使特約	「保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約」の適用がある場合のみ、同時に適用されます。
対物超過修理費用補償特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
無免許運転者に関する「賠償損害」等補償特約	補償情報の補償種類欄に「自動車賠償責任（運転リスク）」と記載がある場合に付帯されます。
就業中のみの危険担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
就業中の危険不担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
傷害補償の範囲の限定に関する特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
学校管理下中不担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
天災危険担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
特定感染症危険担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
第三者加害行為倍額支払特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
顔面傷害による倍額支払特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
特別条件付保険特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
交通事故傷害危険のみ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。

特約名称	付帯・適用条件
自動車傷害調整特約（搭乗者傷害特約用）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
自動車傷害調整特約（人身傷害補償特約用）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
機能障害のみ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
重度機能障害のみ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
認知症のみ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
所得補償保険金の入院のみ担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
保険料払込免除特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
成人病入院特約	補償情報の補償内容欄に「成人病入院」と記載がある被保険者について付帯されます。
女性医療特約	補償情報の補償内容欄に「女性疾病入院」と記載がある被保険者について付帯されます。
がん特約	補償情報の補償内容欄に「がん入院」、「がん通院」、「がん診断」、「がん重度一時」のいずれかの記載がある被保険者について付帯されます。
搭乗者傷害特約	補償情報の補償内容欄に記載がある場合に付帯されます。
搭乗者傷害の傷害保険金（一時金払）倍額払特約	補償情報のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン4」と記載がある場合に付帯されます。
人身傷害補償特約	補償情報の補償内容欄に「人身傷害特約」と記載がある場合に付帯されます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
自損事故傷害特約	補償情報の補償内容欄に記載がある場合に付帯されます。
無保険車事故傷害特約	補償情報の補償内容欄に「無保険車傷害特約」と記載がある場合に付帯されます。
入院時選べるアシスト特約 （正式名称：人身傷害諸費用補償特約）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
盗難に関する代車等費用補償特約	保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合、補償情報の補償内容欄に「盗難リスク」と記載がある保険の目的について付帯されます。
法律相談費用補償特約	補償情報の補償種類欄に「自動車賠償責任（運転外リスク）」と記載があり、かつ、その保険期間開始日が平成17年8月1日以降の場合、または補償情報の費用条項・特約条項等欄に「弁護士費用等補償特約」の記載がある場合に付帯されます。
弁護士費用等補償特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。 ただし、補償情報の補償内容欄に「被害事故費用 弁護士・法律相談」と記載があり、かつ、その保険期間開始日が平成17年8月1日以降の場合は、補償情報の補償種類欄に「自動車賠償責任（運転リスク）」と記載があるときに付帯され、普通保険約款第5章費用条項第20節被害事故費用条項の規定により保険金が支払われないときにこの特約の規定が適用されます。
事故・故障時選べる特約 （正式名称：事故・故障時諸費用補償特約）	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある場合に付帯されます。
先物契約条項	先物契約をする場合に適用されます。
代位求償権不行使条項	貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物を保険の目的とする補償に付帯されます。
入替自動車の自動補償特約	補償情報の補償種類欄に「車両損害（所有保管リスク）」と記載がある場合に付帯されます。
被保険自動車の入替条件に関する特約	補償情報の補償種類欄に「車両損害（所有保管リスク）」と記載がある場合に付帯されます。
記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約	補償情報の補償種類欄に「自動車賠償責任（運転リスク）」と記載がある場合に付帯されます。
記名運転者の範囲に関する特約	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、補償情報の補償内容欄に「対人賠償」、「対物賠償」または「運転車両損害」と記載がある記名運転者に適用されます。
中途取得自動車の自動補償特約	特約情報に記載がある場合に付帯されます。
所有自動車の通知に関する特約	補償情報の補償種類欄に「自動車賠償責任（運転リスク）」と記載がある場合に付帯されます。
許諾運転者の業務従事中不担保特約	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に「所有自動車の許諾運転者（除外自動車を除く）」と記載がある場合に付帯されます。
許諾運転者の業務従事中担保特約	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載がある補償に付帯されます。
許諾運転者に関する「別居の未婚の子」他車運転危険補償特約	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に「所有自動車の許諾運転者（除外自動車を除く）」かつ、補償内容欄に「対人賠償」、「対物賠償」、「自損事故傷害特約」または「運転車両損害」と記載がある場合に付帯されます。
記名運転者の追加に関する特約	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された記名運転者の1人以上が保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子である場合に付帯されます。
ファミリーバイク特約 （原付・自損事故傷害あり）	補償情報の補償内容欄に「ファミバイ特約」と記載され、かつ保険金額欄に「自損事故傷害付」と記載がある場合に付帯されます。
ファミリーバイク特約 （原付・人身傷害あり）	補償情報の補償内容欄に「ファミバイ特約」と記載され、かつ保険金額欄に「人身傷害付」と記載がある場合に付帯されます。
保険金の支払に関する特約	特約情報に記載がある場合に付帯されます。
指定代理請求の範囲に関する特約	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、がん特約、成人病入院特約、女性医療特約が付帯される被保険者について付帯されます。
明記物件条項（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）	補償情報の補償種類欄に「建物収容動産損害」と記載があり、かつ、補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に「目的番号・・・内収容家財」と記載がある補償に付帯されます。
高機能住宅割引に関する特約条項	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「高機能住宅割引（オール電化）」または「高機能住宅割引（コンロ）」と記載がある補償に付帯されます。
告知義務違反による解除の期間に関する特約	すべての契約に付帯されます。
始期前発病不担保の期間に関する特約条項	保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合、すべての契約に付帯されます。
積立型基本特約（精算型）	すべての契約に付帯されます。
積立型基本特約（定期型）	特約情報に記載がある場合に付帯されます。
積立型基本特約の自動継続に関する特約	すべての契約に付帯されます。
重複危険免責特約	特約情報に記載がある場合に付帯されます。重複保険契約と保険の目的を同一とする建物・収容動産損害の補償が適用対象となります。
2次免責金額特約	特約情報に記載がある場合に付帯されます。
保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約	すべての契約に付帯されます。
保険契約の継続および保険料の払込方法等に関する特約（総合保険付帯地震保険用）	補償情報の補償種類欄に「地震保険」と記載がある保険の目的について付帯されます。



4. 普通保険約款および特約記載の保険証券記載事項について、契約申込書（承認請求書）および保険証券（継続証・承認書）上表記されていない事項や読み替えが必要な事項は、下記のとおりとなります。

(1) 普通保険約款の保険証券記載事項補足説明

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第1章 財物条項		
第1条② 第7条①(2)	被保険自動車	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された自動車とします。
第1条⑧⑫ 第5条②(5) 第7条①(3)⑥ ⑦	建物	補償情報の補償種類「建物収容動産損害」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の建物とします。
第1条⑬(2)	建物	財物条項第2条①(4)の被保険者が居住の用に供する建物とします。
第1条⑭	車両損害	補償情報の各補償内容に該当する車両損害とします。 補償情報の補償種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第1条⑯	損害	補償情報の各補償内容に該当する損害とします。 補償情報の補償種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第2条①(3)	建物・収容動産被保険者	保険の目的となる建物、家財および設備・什器等の所有者として、目的情報に記載された方とします。
第2条①(4)	携行品被保険者	補償情報の補償内容「携行品損害」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第2条②	記名運転者	補償情報の補償内容「運転車両損害」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に個人名で記載された方とします。
第3条(2) 第15条③（保 険期間の初日 が平成21年12 月31日以前の 場合は、第16 条①）	協定車両保険金額 (協定保険価額)	補償情報の保険金額欄に「保険価額」として記載された金額とします。
第3条(4)イ.	協定新価保険価額	目的情報の自動車の評価額欄に「新価」として記載された金額とします。 (目的情報の自動車の評価額欄に「新価」として記載された金額がある場合に限り、財物条項第3条(4)イ.が、それ以外の場合には財物条項第3条(4)ロ.が適用となります。)
第2条③ 第7条①(1)	除外自動車	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」または「車両除外」と記載された自動車 ②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。 * 用途および車種が家用普通乗用車、家用小型乗用車、家用軽四輪乗用車、家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、家用小型貨物車、家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限り、ます。
第7条④ 第11条⑤ 第13条②	明記して保険の目的に含めるもの	補償情報のその他証券記載事項欄に「明記物件有」と記載される場合で、保険の目的が家財または「設備什器等」のときは、その補償の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の明記物件*とし、保険の目的が携行品のときは、財物条項第2条①(4)の被保険者が居住の用に供する建物の目的情報記載の明記物件とします。 * その補償の保険の目的が家財の場合は「家財」として記載された明記物件、保険の目的が「設備什器等」の場合は「設備」として記載された明記物件とします。
第8条①(1)	運転車両保険金額	補償情報の補償内容「運転車両損害」の保険金額欄に記載された金額とします。
第8条①(2) (3)	免責金額	保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合、補償情報の補償種類「車両損害（所有保管リスク）」の免責金額欄に記載された金額とします。 保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合、補償情報の補償内容「運転車両損害」の免責金額欄に記載された金額とします。
第9条①(3) (4)	免責金額	補償情報の補償種類「車両損害（所有保管リスク）」の免責金額欄に記載された金額とします。
第9条⑥	保管車両保険金支払割合	補償情報の補償種類「車両損害（所有保管リスク）」の各補償内容毎に支払割合欄に記載された割合とします。
第10条①(2) (3)	免責金額	補償情報の補償種類「車両損害（所有保管リスク）」の免責金額欄に記載された金額とします。
第11条③④	免責金額	補償情報の補償内容「基本リスク」「総合リスク」および「オールリスク」の免責金額欄に記載された金額とします。
第11条③	建物・収容動産支払限度額	保険の目的である建物、家財および設備・什器*ごとに、本条項第1条④～⑨の建物・収容動産支払限度額については、補償情報の補償内容「基本リスク」および「総合リスク」の保険金額欄に記載された金額とし、本条項第1条⑩および⑪の建物・収容動産支払限度額については、補償内容「オールリスク」の保険金額欄に記載された金額とします。 * 設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第11条④	収容動産支払限度額	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報で保険の目的が「家財」の場合に補償内容「オールリスク」の保険金額欄に記載された金額とします。
第13条⑤	免責金額	補償情報の補償内容「携行品損害」の免責金額欄に記載された金額とします。
第13条⑤	携行品支払限度額	補償情報の補償内容「携行品損害」の保険金額欄に記載された金額とします。
第14条①	積載動産保険金額	30万円とします。
第14条①	免責金額	0円とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第2章 賠償責任条項		
第1条①(1)	生活賠償被保険者	補償情報の補償内容「生活賠償」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第1条①(1)	建物	補償情報の補償内容「生活賠償」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された住所を所在地とする建物とします。ただし、その欄に住所の記載が無い場合は、生活賠償被保険者の居住する建物とします。
第1条⑦(1)	受託賠償被保険者	補償情報の補償内容「受託賠償」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第1条⑦(1)	建物	補償情報の補償種類「受託賠償」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された住所を所在地とする建物とします。ただし、その欄に住所の記載が無い場合は、受託賠償被保険者の居住する建物とします。
第1条⑧	被保険者住所	補償情報の補償内容「借家賠償」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の建物の所在地欄記載の住所とします。
第1条⑨	賠償責任	補償情報の各補償内容に該当する賠償責任とします。 補償情報の保険種類・補償内容と約款との対応については前記1.(1)の対応表をご参照ください。
第2条(5)	記名運転者	補償情報の補償種類「自動車賠償責任(運転リスク)」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に個人名で記載された方とします。
第2条(8)	借家賠償被保険者	補償情報の補償種類「借家賠償責任」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第3条(2)(4)	除外自動車	保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。 ①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」と記載された自動車 ②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得(所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます)または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車 で、かつ、新たに取得または借り入れた日の翌日から起算して30日以内(中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内)に目的情報に記載された場合を除きます。 *用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車(キャンピング車)の自動車に限ります。
第7条①(1)	生活賠償免責金額	補償情報の補償内容「生活賠償」の免責金額欄に記載された金額とします。
第7条①(1)	生活賠償保険金額	補償情報の補償内容「生活賠償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条②(1)	運転自動車対人保険金額 運転外自動車対人保険金額	補償情報の補償内容「対人賠償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条②(2)	運転自動車対物保険金額 運転外自動車対物保険金額	補償情報の補償内容「対物賠償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条②(2)	運転自動車対物免責金額 運転外自動車対物免責金額	補償情報の補償内容「対物賠償」の免責金額欄に記載された金額とします。
第7条③(1)	受託賠償免責金額	補償情報の補償内容「受託賠償」の免責金額欄に記載された金額とします。
第7条③(1)	受託賠償保険金額	補償情報の補償内容「受託賠償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条④(1)	借家賠償免責金額	補償情報の補償内容「借家賠償」の免責金額欄に記載された金額とします。
第7条④(1)	借家賠償保険金額	補償情報の補償内容「借家賠償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第13条	保険金額	生活賠償保険金額、運転自動車対人保険金額、運転外自動車対人保険金額、運転自動車対物保険金額、運転外自動車対物保険金額、受託賠償保険金額および借家賠償保険金額とします。
第3章 傷害条項		
第1条⑤	保険金	補償情報の各補償内容に該当する保険金とします。 補償情報の保険種類・補償内容と約款との対応については前記1.(4)の対応表をご参照ください。
第2条(9)	業務	顧客情報に記載された被保険者のご職業にかかわる業務とします。
第2条(9) 第18条⑧	傷害所得補償てん補日数	補償情報の補償内容「傷害所得補償」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第3条③ (保険期間の 初日が平成21 年12月31日以 前の場合)	傷害要介護状態日数	90日とします。
第5条②	傷害死亡・後遺障害保険金額	補償情報の補償内容「傷害死亡・後障」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条①	傷害入院免責日数、適用方法	補償情報の補償内容「傷害入院」の免責日数欄に記載された日数とします。 なお適用方法は、数字の前に“F”(例:F2日)と記載される場合は、フランチャイズ型とします。
第7条②	傷害入院保険金日額	補償情報の補償内容「傷害入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第7条	傷害入院支払限度日数	補償情報の補償内容「傷害入院」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第7条	傷害入院保険金通算限度日数	傷害入院支払限度日数が730日以下の場合は730日、1,095日の場合は1,095日とします。
第7条	疾病入院保険金日額	補償情報の補償内容「疾病入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第8条②	傷害手術保険金額	傷害入院保険金日額と同額とします。
第9条①	特定傷害診断保険金額	補償情報の補償内容「特定傷害診断」の保険金額欄に記載された金額とします。
第10条①(4)	傷害入院初期保険金日数	補償情報の補償内容「傷害入院初期」の免責日数欄に記載された日数とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第10条②	傷害入院初期保険金額	補償情報の補償内容「傷害入院初期」の保険金額欄に記載された金額とします。
第10条	疾病入院初期保険金額	補償情報の補償内容「疾病入院初期」の保険金額欄に記載された金額とします。
第14条①(4)	傷害通院対象日数	補償情報の補償内容「傷害通院」のその他証券記載事項欄に「対象日数」として記載された日数とします。
第14条①(5)	傷害通院免責日数	補償情報の補償内容「傷害通院」の免責日数欄に記載された日数とします。
第14条②	傷害通院保険金日額	補償情報の補償内容「傷害通院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第14条	傷害通院支払限度日数	90日とします。
第14条	傷害通院保険金通算限度日数	1,000日とします。
第16条①	傷害要介護状態日数	90日とします。
第16条②	傷害介護保険金日額	補償情報の補償内容「傷害介護日額」の保険金額欄に記載された金額とします。
第16条⑤	傷害介護てん補日数	補償情報の補償内容「傷害介護日額」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第16条⑦(1)	疾病介護保険金日額	補償情報の補償内容「疾病介護日額」の保険金額欄に記載された金額をいいます。
第17条①	傷害介護一時保険金額	補償情報の補償内容「傷害介護一時金」の保険金額欄に記載された金額とします。
第17条④	疾病介護一時保険金額	補償情報の補償内容「疾病介護一時金」の保険金額欄に記載された金額とします。
第18条①	傷害所得補償免責日数	補償情報の補償内容「傷害所得補償」の免責日数欄に記載された日数とします。
第18条②	傷害所得補償保険金日額	補償情報の補償内容「傷害所得補償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第18条⑨(1)	疾病所得補償保険金日額	補償情報の補償内容「疾病所得補償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第20条①	人身傷害保険金額	補償情報の補償内容「人身傷害」の保険金額欄に記載された金額とします。
第4章 疾病条項		
第1条④	保険金	補償情報の各補償内容に該当する保険金とします。 補償情報の保険種類・補償内容と約款との対応については前記1.(4)の対応表をご参照ください。
第2条(10)	業務	顧客情報に記載された被保険者のご職業にかかわる業務とします。
第2条(10) 第15条⑧	疾病所得補償てん補日数	補償情報の補償内容「疾病所得補償」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第3条④ (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	疾病要介護状態日数	90日とします。
第5条①	疾病入院免責日数、適用方法	補償情報の補償内容「疾病入院」の免責日数欄に記載された日数とします。 なお適用方法は、数字の前に“F”(例:F2日)と記載される場合は、フランチャイズ型とします。
第5条②	疾病入院保険金日額	補償情報の補償内容「疾病入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第5条⑨(1)	疾病入院支払限度日数	補償情報の補償内容「疾病入院」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第5条⑨(2)	疾病入院保険金通算限度日数	疾病入院支払限度日数が730日以下の場合は730日、1,095日の場合は1,095日とします。
第5条⑩(1)	傷害入院保険金日額	補償情報の補償内容「傷害入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第6条②	疾病手術保険金額	疾病入院保険金日額と同額とします。
第7条①	特定疾病	急性心筋梗塞、脳卒中または悪性新生物とします。
第7条①	特定疾病診断保険金額	補償情報の補償内容「特定疾病診断」の保険金額欄に記載された金額とします。
第8条①(3)	疾病入院初期保険金日数	補償情報の補償内容「疾病入院初期」の免責日数欄に記載された日数とします。
第8条②	疾病入院初期保険金額	補償情報の補償内容「疾病入院初期」の保険金額欄に記載された金額とします。
第8条⑨(1)	傷害入院初期保険金額	補償情報の補償内容「傷害入院初期」の保険金額欄に記載された金額とします。
第12条①(3)	疾病通院免責日数	0日とします。
第12条①(4)	入院前疾病通院対象日数	60日とします。
	退院後疾病通院対象日数	120日とします。
第12条②	疾病通院保険金日額	補償情報の補償内容「疾病通院」の保険金額欄に記載された金額とします。
第12条④(1)	疾病通院支払限度日数	30日とします。
第12条④(2)	疾病通院保険金通算限度日数	700日とします。
第13条①	疾病要介護状態日数	90日とします。
第13条②	疾病介護保険金日額	補償情報の補償内容「疾病介護日額」の保険金額欄に記載された金額とします。
第13条⑤	疾病介護てん補日数	補償情報の補償内容「疾病介護日額」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
第13条⑦(1)	傷害介護保険金日額	補償情報の補償内容「傷害介護日額」の保険金額欄に記載された金額をいいます。
第13条⑨	疾病要介護状態日数	90日とします。
第14条④		
第14条①	疾病介護一時保険金額	補償情報の補償内容「疾病介護一時金」の保険金額欄に記載された金額とします。
第14条⑤	傷害介護一時保険金額	補償情報の補償内容「傷害介護一時金」の保険金額欄に記載された金額とします。
第15条①	疾病所得補償免責日数	補償情報の補償内容「疾病所得補償」の免責日数欄に記載された日数とします。
第15条②	疾病所得補償保険金日額	補償情報の補償内容「疾病所得補償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第15条⑨(1)	傷害所得補償保険金日額	補償情報の補償内容「傷害所得補償」の保険金額欄に記載された金額とします。
第17条①	人身疾病基準日数	7日とします。
第19条(保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)		
第17条②	人身疾病保険金額	補償情報の補償内容「人身疾病」の保険金額欄に記載された金額とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第18条①	人身疾病保険金支払費目限度額 (積極損害)、(休業損害)	補償情報の補償内容「人身疾病」のその他証券記載事項欄に記載された金額とします。
第5章 費用条項		
冒頭	支払責任の範囲	各費用条項の適用条件につきましては、前記1.(3)および2.(1)～(4)の各対応表をご参照ください。
<第1節：自動車事故・故障時レンタカー費用条項> (保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)		
第1条①	タイプ	補償情報の費用条項・特約条項等欄の「事故・故障時レンタカー」の行の括弧内に記載がある金額により、次の①～⑥の排気量に相当するタイプとします。 ①4千円の場合、1.0L以下 ②5千円の場合、1.5L以下 ③7千円の場合、2.0L以下 ④10千円の場合、2.5L以下 ⑤15千円の場合、3.0L以下 ⑥20千円の場合、3.0L超
第2条⑦	保険期間	補償情報の保険期間開始日～終了日欄に記載のある期間とします。
第3条①②	保険金日額	補償情報の費用条項・特約条項等欄の「事故・故障時レンタカー」の行の括弧内に記載がある金額とします。
<第1節：自動車事故時レンタカー費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)		
第1条④	費用	費用条項第1節自動車事故時レンタカー費用条項第1条①～③の費用とします。
第1条④	損害	補償情報の各補償内容に該当する車両損害とします。 補償情報の補償種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第4条①	運転車両レンタカー費用保険金日額	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条①	運転車両レンタカー費用免責日額	0円とします。
第4条②	保管等車両レンタカー費用保険金日額	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条②	保管等車両レンタカー費用免責日額	0円とします。
第4条③	盗難車両レンタカー費用保険金日額	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条③	盗難車両レンタカー費用免責日額	0円とします。
<第2節：遠隔地事故諸費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)		
第1条⑥	費用	費用条項第2節遠隔地事故諸費用条項第1条①②の費用とします。
第1条⑥	損害	補償情報の各補償内容に該当する車両損害とします。 補償情報の補償種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第4条①(1)	陸送等費用保険金額	10万円とします。
第4条①(2)	宿泊費用保険金額	1万円とします。
第4条①(3)	帰宅等費用保険金額	事故日が平成19年4月1日以後の場合、2万円とします。 事故日が平成19年3月31日以前の場合、1万円とします。
<第3節：自動車事故時キャンセル費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)		
第1条⑦	損害	補償情報の各補償内容に該当する車両損害とします。 補償情報の補償種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第4条①	自動車事故時キャンセル費用免責金額	1,000円とします。
第4条①	自動車事故時キャンセル費用保険金額	50万円とします。
<第5節：失火見舞費用条項>		
第2条	建物・収容動産支払限度額	保険の目的である建物、家財および設備・什器*ごとに、補償情報の保険金額欄に記載された金額とします。 *設備・什器とは、設備、装置、什器または備品をいいます。
第2条	失火見舞費用保険金額	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、50万円とします。

普通保険約款 記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
<第6節：地震火災費用条項>		
第2条	地震火災費用保険金額	<p>保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、以下のとおりとします。 保険の目的である建物、家財および設備・什器等ごとに、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「地震火災費用5%」と記載された場合または割合の記載がない場合、次の①または②のうちいずれか小さい額とします。 ①保険の目的の支払限度額*×5% ②300万円 保険の目的である建物または家財ごとに、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「地震火災費用30%」と記載された場合、保険の目的の支払限度額*×30%とします。</p> <p>保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、以下のとおりとします。 保険の目的である建物、家財および設備・什器等ごとに、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「地震火災費用5%」と記載された場合または割合の記載がない場合、次の①～③のうち最も小さい額とします。 ①財物保険金額×5% ②保険の目的の価額×5% ③300万円 保険の目的である建物または家財ごとに、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「地震火災費用30%」と記載された場合、次の①または②のうちいずれか小さい額とします。 ①財物保険金額×30% ②保険の目的の価額×30%</p> <p>※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の支払限度額は補償情報の保険金額欄に記載された金額とします。 ※保険の目的の価額は目的情報の評価額欄に記載の金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。 * 保険の目的が明記物件である場合は、「保険の目的の価額（時価）」とします。</p>
<第7節：財物臨時費用条項>		
第1条	建物・収容動産損害保険金	財物条項第1条④～⑥の建物・収容動産損害保険金とします。 ただし、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「臨費の対象事故拡大（盗難・水災・オールリスク）」と記載がある場合は、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。
第2条	支払割合	住宅物件の場合は10%、一般物件の場合は30%とします。 ※目的情報の物件種別欄に「住宅」とあれば住宅物件、「一般」とあれば一般物件とします。
第2条	財物臨時費用保険金額	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、住宅物件の場合は300万円、一般物件の場合は500万円とします。 ただし、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「臨費限度額縮小（100万円）建物オールリスクの犯罪防止費用不担保」と記載がある場合は、住宅物件については100万円とします。 ※目的情報の物件種別欄に「住宅」とあれば住宅物件、「一般」とあれば一般物件とします。
<第10節：財物特別費用条項> (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)		
第1条	対象事故	財物条項第1条④～⑦、⑨の事故とします。
<第11節：構内構築物修復費用条項>		
第1条	対象事故	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
<第12節：共用部分修理費用条項>		
第1条	事故	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
<第13節：ドアロック交換費用条項> (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)		
第1条①②	建物	補償情報の補償内容欄に「オールリスク」と記載された補償の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の建物とします。
<第14節：臨時賃借費用条項> (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)		
第1条①(1)	建物・収容動産損害保険金	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。
第1条②	建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金または同⑬の携行品損害保険金とします。
第1条③	費用	各費用条項の適用条件につきましては、前記2.(3)(4)をご参照ください。
第3条①	免責金額	5,000円とします。
第3条①	支払限度額	保険の目的が家財の場合は50万円または収容動産支払限度額のいずれか低い額とします。 保険の目的が携行品の場合は50万円または携行品支払限度額のいずれか低い額とします。
<第16節：犯罪行為再発防止費用条項>		
第1条	再発防止被保険者	補償情報の補償内容欄に「オールリスク」と記載された補償の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の建物の所有者とします。
<第17節：ホールインワン・アルバトロス費用条項>		
第1条① (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、第1条)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	補償情報の補償内容「ホールインワン・アルバトロス費用」(契約申込書については「ホールインワン費用」)の保険金額欄に記載された金額とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第2条	ホールインワン・アルバトロス被保険者	補償情報の補償内容「ホールインワン・アルバトロス費用」(契約申込書については「ホールインワン費用」)の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
<第18節: 救援者費用条項>		
第2条(1)	救援者費用被保険者	補償情報の補償内容「救援者費用」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第5条①	救援者費用保険金額	500万円とします。
<第19節: キャンセル費用条項>		
第2条(1)	キャンセル費用被保険者	補償情報の補償内容「キャンセル費用」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第4条①	キャンセル費用保険金額	50万円とします。
第4条①③	キャンセル費用免責金額	1,000円とします。
<第21節: ストーカー対策費用条項>		
第1条	ストーカー被害被保険者	補償情報の補償内容「ストーカー対策費用」の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された方とします。
第3条①	ストーカー対策費用保険金額	30万円とします。
<第23節: 借家修理費用条項>		
第1条① (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、第1条)	借家修理費用被保険者	補償情報の補償内容「借家賠償」の補償についての借家賠償被保険者と同一とします。
第1条① (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、第1条)	建物または住戸室	補償情報の補償内容「借家賠償」の補償についての被保険者住所の建物の戸室と同一とします。
第4条	免責金額	0円とします。
第4条	借家修理費用保険金額	300万円とします。
<第24節: 来訪者傷害見舞費用条項>		
第1条	建物	補償情報の補償内容欄に「オールリスク」と記載された補償の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された目的番号に該当する目的情報記載の建物とします。
<第26節: 自動車賠償臨時費用条項> (保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)		
第1条③	費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対人臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条①に規定する運転自動車対人臨時費用、「運転外自動車対人臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条②に規定する運転外自動車対人臨時費用とします。
<第26節: 自動車賠償臨時費用条項> (保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合)		
第1条⑤	費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対人臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条①に規定する運転自動車対人臨時費用、「運転自動車対物臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条②に規定する運転自動車対物臨時費用、「運転外自動車対人臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条③に規定する運転外自動車対人臨時費用、「運転外自動車対物臨時費用」と記載がある費用を本条項第1条④に規定する運転外自動車対物臨時費用とします。
第4条①	運転自動車対人臨時費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対人臨時費用」と記載がある費用とします。
第4条②	運転自動車対物臨時費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転自動車対物臨時費用」と記載がある費用とします。
第4条③	運転外自動車対人臨時費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転外自動車対人臨時費用」と記載がある費用とします。
第4条④	運転外自動車対物臨時費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「運転外自動車対物臨時費用」と記載がある費用とします。
<第27節: 自動車損害時諸費用条項>		
第1条⑧	費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「付随費用」として記載されたパターンに従います。なお、パターンの内容については前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第1条⑧	損害	補償情報の各補償内容に該当する車両損害とします。補償情報の保険種類・補償内容と約款との対応については前記1.(2)の対応表をご参照ください。
第4条①	運転車両全損時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条②	保管車両全損時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条②	その他車両全損時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条③	運転車両修理時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条④	保管車両修理時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
第4条④	その他車両修理時諸費用	付随費用のパターンによって異なります。前記2.(2)の対応表をご参照ください。
<第28節: 建物・収容動産損害時諸費用条項>		
第1条	建物・収容動産損害保険金	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の建物・収容動産損害保険金とします。
<第29節: エコ対策費用条項> (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)		
第1条	対象事故	財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪の事故とします。
第6章 一般条項		
第3条(3)	各支払条項の保険料払込方法	月払とします。

普通保険約款記載部分	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
第3条(4)	各支払条項の保険料払込期間	特に表示のない場合は、保険期間と同一期間とします。
第8条①(2)	使用目的	顧客情報の自動車の使用目的欄に記載された使用目的とします。
第31条⑨ (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、第29条⑧)	低返れい割合	30%とします。ただし、本保険契約の補償種類欄に疾病定額と記載された各補償のうち、保険期間の初日が平成15年3月1日以降かつ保険期間2年以上の補償において、解約による返れい金が支払われないことについて契約申込書(承認請求書)で承諾された場合は、低返れい割合を0%とします。

(2) 各特約の保険証券記載事項補足説明

特約名称	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
保険金の新価払特約	対象保険金	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑫の建物・収容動産損害保険金とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑫の建物・収容動産損害保険金および第1条⑬の携行品損害保険金とします。
	保険の目的	保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「新価払特約」と記載された補償の保険の目的とします。 保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、補償情報の費用条項・特約条項等欄に「新価払特約(再築時諸費用有)」、「新価払特約(再築時諸費用無)」または「新価払特約」と記載された補償の保険の目的とします。
風災等の保険金支払に関する特約 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	免責金額	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「風災等の保険金支払に関する特約」と記載される場合は10万円、その他の場合は3万円とします。 (契約申込書(承認請求書)については、補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載された金額とします。)
水災の保険金支払に関する特約 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	水害支払割合	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「水災の保険金支払に関する特約(実損型)」と記載される場合は100%、「水災の保険金支払に関する特約(縮小型)」と記載される場合は70%とします。 (契約申込書については、補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載された割合とします。)
	水災小損害保険金額(1)	保険の目的である建物および家財ごとに、次の①～③のうち最も小さい額とします。 補償情報の費用条項・特約条項等欄に「水災の保険金支払に関する特約(実損型)」と記載される場合は、 ①財物保険金額×15% ②保険の目的の価額×15% ③300万円 補償情報の費用条項・特約条項等欄に「水災の保険金支払に関する特約(縮小型)」と記載される場合は、 ①財物保険金額×10% ②保険の目的の価額×10% ③200万円 ※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の価額は目的情報の評価額欄に記載の金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。 (契約申込書については、補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載された金額とします。)
	水災小損害保険金額(2)	保険の目的である建物、家財および設備・什器等ごとに、次の①～③のうち最も小さい額とします。 ①財物保険金額×5% ②保険の目的の価額×5% ③100万円 ※1万円未満の端数が生じた場合は切捨てにより1万円単位とします。 ※保険の目的の価額は目的情報の評価額欄に記載の金額とし、保険金の新価払特約が付帯される場合は「新価」、その他の場合および明記物件については「時価」とします。 (契約申込書については、補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載された金額とします。)
	特約本文中のA	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「水災の保険金支払に関する特約(実損型)」と記載される場合(契約申込書については「水害支払割合 100%」と記載される場合)は300万円、「水災の保険金支払に関する特約(縮小型)」と記載される場合(契約申込書については「水害支払割合 70%」と記載される場合)は200万円とします。
	特約本文中のB	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「水災の保険金支払に関する特約(実損型)」と記載される場合(契約申込書については「水害支払割合 100%」と記載される場合)は15%、「水災の保険金支払に関する特約(縮小型)」と記載される場合(契約申込書については「水害支払割合 70%」と記載される場合)は10%とします。
地震危険等上乗せ担保特約	保険の目的	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償の保険の目的とします。
携行品の範囲限定に関する特約	被保険者	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償の被保険者とします。
	携行品および携行品の範囲	補償情報の費用条項・特約条項等欄に携行品の範囲として「ゴルフ」、「スキー」または「テニス」と記載される場合はそれぞれゴルフ用品、スキー用品、テニス用品とします。
地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約	保管車両保険金支払割合	補償情報の補償内容「地・噴・津リスク」の支払割合欄に記載された割合とします。
類焼損害担保特約 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は、類焼損害等担保特約)	建物	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償の保険の目的である家財を収容する建物とします。
	建物・収容動産被保険者	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償の保険の目的である建物または家財の所有者として、目的情報に記載された方とします。
	支払限度額	1億円とします。

特約名称	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
生活賠償責任の範囲限定に関する特約	被保険者	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償の被保険者としてします。
	行為および生活賠償責任の範囲	補償情報の費用条項・特約条項等欄に生活賠償責任の範囲として「ゴルフ」、「スキー」または「テニス」と記載される場合はそれぞれゴルフ、スキー、テニスとします。
示談交渉不行使特約	賠償責任	「保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約」の適用があり、被保険者が日本国外において被った賠償責任とします。
対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償が、「自動車賠償責任（運転リスク）」である場合は本特約第1条第1項に規定する対物超過修理費用を、「自動車賠償責任（運転外リスク）」である場合は本特約第1条第2項に規定する対物超過修理費用とします。
就業中のみの危険担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
就業中の危険不担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
傷害補償の範囲の限定に関する特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
	行為	補償情報の費用条項・特約条項等欄に傷害補償の範囲として「ゴルフ」、「スキー」または「テニス」と記載される場合はそれぞれゴルフ、スキー、テニスとします。
学校管理下中不担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
天災危険担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
特定感染症危険担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金のうち、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金または人身傷害保険金とします。
	葬祭費用保険金額	補償情報の費用条項・特約条項等欄に「特定感染症危険担保特約（葬祭費用有）」と記載される場合は300万円、その他の場合は不担保とします。
第三者加害行為倍額支払特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
顔面傷害による倍額支払特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
特別条件付保険特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金のうち、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金、人身疾病保険金、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金または疾病所得補償保険金とします。
	支払事由	補償情報の費用条項・特約条項等欄に記載された特定疾病・部位のコードに対応する後記5.③の一覧表の特定疾病または身体部位に生じた疾病の治療を目的とした適用対象保険金の支払事由とします。
交通事故傷害危険のみ担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
自動車傷害調整特約 (搭乗者傷害特約用)	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金のうち、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は傷害部位・症状別保険金）または人身傷害保険金とします。
自動車傷害調整特約 (人身傷害補償特約用)	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金のうち、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は傷害部位・症状別保険金）または人身傷害保険金とします。
機能障害のみ担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
重度機能障害のみ担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
認知症のみ担保特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。
所得補償保険金の入院のみ担保特約	業務	顧客情報に記載された被保険者のご職業にかかわる業務とします。
保険料払込免除特約	保険金	補償情報の費用条項・特約条項等欄に本特約が記載された補償に係る保険金とします。ただし、がん特約に関する保険金は適用対象外とします。
成人病入院特約	成人病入院保険金日額	補償情報の補償内容「成人病入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
	成人病入院支払限度日数	補償情報の補償内容「成人病入院」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
	成人病入院保険金通算限度日数	成人病入院支払限度日数が730日以下の場合は730日、1,095日の場合は1,095日とします。
	(補償情報の免責日数欄に記載される記号についての補足説明)	補償情報の補償内容「成人病入院」の免責日数欄に記載される「F2日」は、第1条の表中、成人病入院保険金の支払事由欄(2)にある「入院日数が成人病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に継続して2日以上となったこと」を表しています。
女性医療特約	女性入院保険金日額	補償情報の補償内容「女性疾病入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
	女性入院支払限度日数	補償情報の補償内容「女性疾病入院」の支払限度日数欄に記載された日数とします。
	女性入院保険金通算限度日数	女性入院支払限度日数が730日以下の場合は730日、1,095日の場合は1,095日とします。
	(補償情報の免責日数欄に記載される記号についての補足説明)	補償情報の補償内容「女性疾病入院」の免責日数欄に記載される「F2日」は、第1条①の表中、女性入院保険金の支払事由欄(2)にある「入院日数が女性特定疾病の治療を直接の目的として、継続して2日以上であること」を表しています。
がん特約	保険金支払額の型	I型とします。
	診断保険金額	補償情報の補償種類「がん診断」の保険金額欄に記載された金額とします。
	待機期間日数	90日とします。
	入院保険金日額	補償情報の補償種類「がん入院」の保険金額欄に記載された金額とします。
	通院保険金日額	補償情報の補償種類「がん通院」の保険金額欄に記載された金額とします。
	重度一時金額	補償情報の補償種類「がん重度一時」の保険金額欄に記載された金額とします。

特約名称	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
がん特約	保険金	補償情報の補償内容欄に「がん入院」、「がん診断」、「がん通院」または「がん重度一時」と記載された各補償に係る保険金とします。
	通院支払限度日数	45日とします。
	通院保険金通算限度日数	730日とします。
搭乗者傷害特約	除外自動車	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」と記載された自動車</p> <p>②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。</p> <p>* 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
	記名運転者	補償情報の記名被保険者・運転者欄に個人名で記載の方のうち、補償内容欄に本特約が記載された方とします。
	傷害保険金 日数払 （保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン1」または「傷害補償パターン2」と記載される場合とします。 （保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「医療補償パターンA」または「医療補償パターンB」と記載される場合とします。）
	傷害保険金 一時金払 （保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合）	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン3」または「傷害補償パターン4」と記載される場合とします。 （保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「医療補償パターンC」と記載される場合とします。）
	傷害保険金 部位・症状別払	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン3」または「傷害補償パターン4」と記載される場合とします。 （保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は、補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「医療補償パターンC」と記載される場合とします。）
	保険金額	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」の保険金額欄に記載された金額とします。
	入院保険金日額	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン1」（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は「医療補償パターンA」）と記載される場合は、保険金額の1.5/1,000（上限15,000円）、「傷害補償パターン2」（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は「医療補償パターンB」）と記載される場合は保険金額の1.5/1,000（上限7,500円）とします。
	通院保険金日額	補償情報の補償内容「搭乗者傷害特約」のその他証券記載事項欄に「傷害補償パターン1」（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は「医療補償パターンA」）と記載される場合は、保険金額の1/1,000（上限10,000円）、「傷害補償パターン2」（保険期間の初日が平成20年6月30日以前の場合は「医療補償パターンB」）と記載される場合は保険金額の1/1,000（上限5,000円）とします。
人身傷害補償特約	除外自動車	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」と記載された自動車</p> <p>②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。</p> <p>* 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
	記名運転者	補償情報の記名被保険者・運転者欄に個人名で記載の方のうち、補償内容欄に「人身傷害特約」と記載された方とします。
	搭乗者人身傷害保険金額	補償情報の補償内容「人身傷害特約」の保険金額欄に記載された金額とします。
	傷害対象自動車搭乗者 人身傷害保険金額	補償情報の補償内容「人身傷害特約」の保険金額欄に記載された金額とします。
自損事故傷害特約	除外自動車	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」と記載された自動車</p> <p>②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。</p> <p>* 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
	記名運転者	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に個人名で記載の方のうち、補償内容欄に本特約が記載された方とします。

特約名称	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
無保険車事故傷害特約	除外自動車	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」と記載された自動車</p> <p>②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。</p> <p>* 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
	記名運転者	補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に個人名で記載の方のうち、補償内容欄に「無保険車傷害特約」と記載された方とします。
入院時選べるアシスト特約 （正式名称：人身傷害諸費用補償特約）	1日あたりの支払限度額	保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合、1万円とします。
法律相談費用補償特約	特約の保険期間	補償情報の補償種類欄に記載がある「自動車賠償責任（運転外リスク）」において、その保険期間の初日が平成17年8月1日以後の場合はその保険期間を本特約の保険期間とし、その保険期間の初日が平成17年7月31日以前の場合で、かつ、「弁護士費用等補償特約」が付帯されているときは、弁護士費用等補償特約の保険期間と同一とします。
弁護士費用等補償特約	特約の保険期間	本特約の保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、その保険期間の末日は補償情報の補償種類欄の「自動車賠償責任（運転外リスク）」に記載の保険期間の末日とします。
事故・故障時選べる特約 （正式名称：事故・故障時諸費用補償特約）	特約の保険期間	本特約の保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、その保険期間の末日は補償情報の補償種類欄の「自動車賠償責任（運転外リスク）」に記載の保険期間の末日とします。
被保険自動車の入替条件に関する特約	除外自動車	<p>保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族の方のいずれかが所有する自動車*のうち、次の①および②の自動車とします。</p> <p>①目的情報に記載の自動車のうち、「全体除外」または「車両除外」と記載された自動車</p> <p>②目的情報に記載されていない自動車。ただし、保険期間の途中で新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます）しまたは1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車で、かつ、新たに取得しまたは借り入れた日の翌日から起算して30日以内（中途取得自動車の自動補償特約が付帯された場合には90日以内）に目的情報に記載された場合を除きます。</p> <p>* 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）の自動車に限ります。</p>
中途取得自動車の自動補償特約	追加自動車に適用する被保険自動車	特約情報の中途取得自動車の自動補償特約欄に「補償条件設定車」として記載されたものとします。
所有自動車の通知に関する特約	日数	中途取得自動車の自動補償特約が付帯されている場合は90日とします。
記名運転者の追加に関する特約	別居の未婚の子	補償情報の補償内容「運転車両損害」および「自動車賠償責任」の記名被保険者・運転者・保険の目的に記載の方のうち保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子である方、ならびに、補償情報の記名被保険者・運転者・保険の目的欄に記載された保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子の方のうち補償内容欄に「搭乗者傷害特約」、「人身傷害補償特約」、「自損事故傷害特約」および「無保険車事故傷害特約」と記載された方とします。
ファミリーバイク特約 （原付・自損事故傷害あり）	賠償損害	第1条①②の賠償損害とします。
	対人保険金額	無制限とします。
	対物保険金額	無制限とします。
	免責金額	0円とします。
	保険金額	対人保険金額および対物保険金額とします。
ファミリーバイク特約 （原付・人身傷害あり）	賠償損害	第1条①②の賠償損害とします。
	対人保険金額	無制限とします。
	対物保険金額	無制限とします。
	免責金額	0円とします。
	保険金額 （第1章賠償責任条項第13条）	対人保険金額および対物保険金額とします。
費用	対人臨時費用とします。	
保険金額 （第3章人身傷害補償条項第5条①）	5,000万円とします。	
指定代理請求の範囲に関する特約 （保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）	保険金	がん特約、成人病入院特約、女性医療特約に係る保険金とします。

特約名称	保険証券記載事項	保険証券記載事項についての補足説明
高機能住宅割引に関する特約条項 (保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合)	(第1条③の「損害」についての補足説明) (第1条③の「保険料」についての補足説明)	財物条項第1条④(1)または(3)の事故によって保険の目的である建物について生じた損害とします。 上記の事故が発生した時の損害保険補償保険料とします。
積立型基本特約(精算型)	他の保険契約	積立ファンドを減額することで保険料払込にかえる他の保険契約は、本契約の積立型基本特約(定期型)および本契約を指定した保険料定期口座送金特約を付帯した東京海上日動あんしん生命保険株式会社のすべての保険契約とします。
重複危険免責特約	対象保険金 特約の保険期間	重複保険契約と保険の目的(建物)を同一とする建物・収容動産損害に関する補償の対象となる保険金のうち、財物条項第1条④～⑦、⑨～⑪および費用条項第4～10節に係るものとします。 保険期間の初日は本特約が付帯された日とし、保険期間の末日は重複保険契約の満期日または重複保険契約と保険の目的(建物)を同一とする建物・収容動産損害に関する補償の満期日のいずれか早い日とします。ただし、重複保険契約が2つ以上の場合は、重複保険契約がそれぞれ1つであった場合に終了日とすべき日のうち、いずれか最も遅い日とします。
2次免責金額特約	被保険者 保険年度 除外保険金	各支払条項(一般条項第1条①に規定する支払条項をいいます)における被保険者すべてとします。 保険契約の保険年度の始期応当日を初日とする1年間とします。 下記を除外保険金とします。 レンタカー費用保険金(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合)、対人臨時費用保険金、対物臨時費用保険金、生活賠償臨時費用保険金、がん特約の規定に従い支払われるべき入院保険金、手術保険金および通院保険金、借家修理費用保険金、地震保険の規定に従い支払われるべき保険金、地震火災費用保険金、人身傷害諸費用補償特約、類焼損害担保特約(保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合は類焼損害等担保特約)、地震危険等上乗せ担保特約、事故・故障時諸費用補償特約、ファミリーバイク特約および火災・盗難時再発防止費用補償特約(保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合)の規定に従い支払われるべき保険金

5. その他、ご留意頂きたい事項

【①. 目的情報 目的種類「建物・収容動産」の物件種別・構造級別・建物構造・付属物欄の記載について】

1. 目的種類「建物・収容動産」の物件種別・構造級別・建物構造・付属物欄に次の記載があり、その建物が建物・収容動産損害の保険の目的である場合は、それぞれ下記のことを保険の目的に含みます。

物件種別・構造級別・建物構造・付属物欄の記載内容	保険の目的である建物に含まれるもの
「基礎工事」と記載がある場合	基礎工事部分
「畳・建具・造作」と記載がある場合	畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
「門・へい」と記載がある場合	門、へいまたはかき
「物置・納屋・車庫」と記載がある場合	物置、車庫その他の付属建物。ただし、一般物件の場合、66㎡以上の物置、車庫またはその他の付属建物は、保険の目的に含まれません。

2. 目的種類「建物・収容動産」の物件種別・構造級別・建物構造・付属物欄に「物置・納屋・車庫」と記載があり、その建物内収容家財が保険の目的である場合は、付属建物(一般物件の場合、66㎡以上の付属建物を除きます。)内の家財を保険の目的に含みます。また、その建物内収容設備・什器等が保険の目的である場合は、付属建物内の設備・什器等を保険の目的に含みません。

【②. 「自動車の補償(車両・賠償・自動車傷害)」ページの「自動車登録情報」の「前契約事故件数」の記載について】

「前契約事故件数」に記載の各事故件数は、その自動車に係る補償の前契約における下記の対象事故に該当する事故件数とします。

「前契約事故件数」の記載内容	対象事故
対人(A)	対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただし、Cの事故を除きます。
据置(B)	下記①～③のいずれかに該当する事故。 ① Cの事故。 ② 車両事故(車両付随損害、身の回り品補償特約、車内携行品補償特約に係る事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*1、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、こう水、高潮、落書、いたづら(平成15年8月1日以降発生)*2、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故(平成16年2月1日以降発生)*1。 ③ 上記②と下記ノーカウント事故の組み合わせの事故。 *1 他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。 *2 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。
内、等級プロテクト据置(C)	等級プロテクト特約(平成15年1月1日以降販売停止となった子供運転追加補償特約を含みます。)により等級すえおきとなった事故。
その他(D)	A、B、Cおよび下記ノーカウント事故以外の事故。

ノーカウント事故：以下に係る保険事故または以下の組み合わせの保険事故は、事故件数にカウントしません。

- 対人臨時費用(保険期間の初日が平成20年7月1日以後の場合) ●人身傷害 ●搭乗者傷害(傷害一時金を含みます)
- 法律相談費用補償特約 ●弁護士費用等補償特約 ●ファミリーバイク特約 ●無保険車事故傷害特約 ●入院時選べるアシスト特約(正式名称：人身傷害諸費用補償特約) ●事故・故障時レンタカー費用 ●事故・故障時選べる特約(正式名称：事故・故障時諸費用補償特約) ●個人賠償責任補償特約 ●車両搬送費用補償特約 ●おくるま搬送時選べる特約(正式名称：車両搬送時の諸費用補償特約) ●レンタカー費用補償特約 ●平成20年7月1日以後販売停止となったパーソナルセットプラン*3 ●平成20年7月1日以後販売停止となった盗難に関する代車等費用補償特約

*3 日常生活賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用動産補償特約、借家人賠償責任補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、携行品損害補償特約、受託品賠償責任補償特約をいいます。

【③. 特別条件付保険特約のコードに該当する特定疾病・部位の一覧表】

コード	特定疾病・部位の名称
1	眼球および眼球付属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精囊
18	子宮、卵巣および子宮付属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）

コード	特定疾病・部位の名称
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具抜去

6. 契約申込時および承認請求時にご留意いただきたい事項

【①. 自動車に関する補償をご契約される場合の確認事項について（保険期間の初日が平成22年1月1日以後の場合）】

契約申込書（承認請求書）の「自動車の補償（車両・賠償・自動車傷害）」ページに記載がある自動車に関する補償をご契約される場合において、過去1年間に、保険会社から普通保険約款または特約条項により解除されたことがある場合は、その旨、契約申込書（承認請求書）表紙の備考欄に記載してください。

【②. 自動車に関する補償をご契約される場合の追加告知事項について（保険期間の初日が平成21年12月31日以前の場合）】

車両損害、自動車賠償責任等、自動車に関する補償をご契約される場合において、次の各事項に該当する場合は、その旨、契約申込書（承認請求書）表紙の備考欄に記載してください。

- 過去1年間に、保険会社から普通保険約款または特約条項により解除されたことがある。
- 過去2年間に、申込人、記名運転者のうち特別危険保険料率適用予告通知書を受け取った方がいる。
- 目的情報欄に記載される所有自動車（「全体除外」と記載されるものを除きます。）が貨物車の場合、有償で貨物を運送することがある。
- 目的情報欄に記載される所有自動車（「全体除外」と記載されるものを除きます。）が貨物車の場合、指定危険物を積載することまたは積載している車をけん引することがある。

【③. 公的融資の対象建物のご契約のお引受けについて】

建物・収容動産損害の補償において、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等の公的融資の対象となっている建物につきましては、ご契約のお引受けができないことがありますので、あらかじめお申し出ください。

【④. 死亡保険金受取人を指定される場合について】

補償種類「傷害定額」について死亡保険金受取人を指定される場合は、別途、被保険者の署名・承認印のある保険会社所定の書類および各種確認書類が必要となります。なお、死亡保険金受取人を指定し、被保険者の同意を得ないで締結した保険契約は、無効となりますのでご注意ください。

7. 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。また、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
自動車に関する補償、建物・収容動産損害に関する補償、携行品損害に関する補償、地震危険等上乗せ担保特約に関する補償、賠償責任に関する補償、その他各種費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
傷害・疾病に関する補償	原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には上記補償割合を下回ることがあります。
積立型基本特約（積算型）・・・充当口座 積立型基本特約（定期型）・・・積立口座	原則として80%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には上記補償割合を下回ることがあります。

なお、地震保険については、破綻した場合においてもその全額が補償されることとなります。

詳細につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



8. 個人情報の取扱いに関するご案内

1. 東京海上日動および東京海上グループ*1 各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動と東京海上グループ各社との間または東京海上日動と東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- *1 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

2. この保険における自動車に関する補償については、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、前の保険年度（総合保険契約の保険年度）における保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数、支払保険金等を保険料に反映させるリザルトレーティング制度*2が採用されています。

このリザルトレーティング制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、ご契約の前の契約の割増引および保険事故の有無・件数等の確認を行うことがあります*3。

また、自動車事故等の場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行うことがあります*4。
 - *2 リザルトレーティング制度については、ご契約のしおり・約款をご参照ください。
 - *3 具体的には、被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・記名運転者名（ご契約の運転者のお名前）・ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の登録番号・ご契約の前の契約の適用割増引ならびに保険事故の有無および件数等の項目について確認を行うことがあります。
 - *4 具体的には、事故発生の場合にその事故に関してご契約されている損害保険の種類・ご契約者名・被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・被害者名・補償の対象となる自動車の登録番号・事故の相手自動車の登録番号・事故発生日・事故発生地・扱い損害保険会社等の項目について確認を行うことがあります。
3. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者（保険の補償を受けられる方）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

※上記2. および3. の確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、東京海上日動までお問い合わせください。

また、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から契約内容、「ご契約のしおり・約款」の内容および個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（保険の補償を受けられる方）全員にご説明ください。